

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第71回定例会・会議録

日 時 平成21年5月13日(水)

場 所 柏崎原子力広報センター 2F研修室

出席委員 浅賀、天野、新野、池田、伊比、鬼山、上村、川口、久我、佐藤  
三宮、関口、高橋(武)、高橋(優)、高橋(義)、武本、中沢、萩野  
前田、牧、宮島、吉野委員  
以上22名

欠席委員 金子、渡辺委員  
以上2名

その他出席者 原子力安全・保安院 加藤審議官 白石火災対策室長  
熊谷施設検査班長  
柏崎刈羽原子力保安検査官事務所 今井所長  
柏崎刈羽地域担当官事務所 七部所長  
新潟県 山田原子力安全対策課長 熊倉原子力安全広報監  
柏崎市 会田市長  
須田危機管理監 駒野防災・原子力課長 名塚課長代理  
阿部主任 野沢主査  
柏崎市消防本部 萩野予防課長  
刈羽村 品田村長  
武本総務課長 名塚参事  
東京電力(株) 高橋所長 長野副所長 村山副所長 菅原副所長  
伊藤技術担当 磯貝技術総括部長  
高津防災安全部長 富田第二運転管理部運転評価GM  
武田土木GM 森地域共生総括GM 阿部地域共生総括G  
杉山地域共生総括G  
(本店) 武黒副社長  
山下中越沖地震対策センター所長  
ライター 吉川  
柏崎原子力広報センター 永井事務局長  
石黒主事 柴野(弘) 柴野(征)

事務局

みなさん大変お疲れ様でございます。会が始まる前に注意事項についてご説明申し上げます。

携帯電話につきましてはスイッチを切りますか、マナーモードをお願いをいたします。それから、傍聴者の方で録音機を使う場合には自席でお願いをいたします。録音チャンネル4チャンネル以外でお願いをいたします。また取材の関係で、この会場といいますか、中のほうにはお入りにならないようお願いをしたいと思います。それから委員とオブザーバーの皆様は、マイクをお使いになった後、オン・オフをお願いしたいと思います。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

最初に第71回定例会の次第がございます。次に、5月1日現在の透明性を確保する地域の会の委員名簿がつけてございます。それと、本日の定例会の座席表がついてございます。次に、地域の会の経緯という表が配られておるかと思いますので、またご覧をいただきたいと思います。次に、地域の会の会則をつけておきましたので、ご覧いただきたいと思います。また、それに伴います地域の会設置に向けての基本的な考え方ということで、平成14年12月に制定されたものでございますが、これも参考にご覧をいただければと思います。

続きまして、原子力安全・保安院から前回定例会以降の原子力安全・保安院の動きというものがございます。次に、カラーの部分で、柏崎刈羽原子力発電所に対する平成20年度保安検査の結果概要がございます。それに別添2といたしまして、二階経済産業大臣談話というものもございます。次に、カラーでございますが、柏崎刈羽原子力発電所7号機のプラント全体の機能試験の確認状況についてというのがございます。次に、原子力発電所の火災防止対策の充実に向けてという資料もございます。

次に、新潟県から前回定例会以降の行政の動きという資料もございます。あわせて添付資料といたしまして、東京電力(株)が策定した再発防止対策についての改善指導事項というものもつけてございます。

それから、柏崎市消防本部から東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所に対する行政指導等についてという資料がございます。

続きまして、東京電力から第71回「地域の会」定例会資料〔4/8以降の動き〕という資料がございます。

続きまして、同じく東京電力柏崎刈羽原子力発電所から柏崎刈羽原子力発電所7号機における原子炉隔離時冷却系の不適合ならびに圧力抑制室の水位上昇に係る不適合に対する調査結果という資料がございます。次に、カラーの横刷りでございますが、柏崎刈羽原子力発電所防火対策の改善についてという資料もございます。次に、縦のカラーでございますが、第71回地域の会ご説明資料ということで、柏崎刈羽原子力発電所点検進捗状況についての報告がございます。同じく縦のカラーでございますが、原子炉冷却材再循環ポンプモータケーシングの健全性についてという資料もございます。あわせて、東京電力から「2008年度実績報告 発電所この一年」というリーフが配られております。さらに、1枚物でございますが、7号機のプラント全体の機能試験を開始

いたしましたというチラシが入っております。

それから最後になりますが、これは委員さんのみにお配りしてございますが、新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会、第3回のものでございますが、傍聴報告というものがございます。さらに、半分の紙で委員の質問・意見等を書き入れていただくようなものが入っておりますので、またご確認をいただきたいと思います。

不足の資料がありましたら事務局のほうにお申し出いただきたいと思います。

それでは時間となりましたので、地域の会第71回定例会を開催させていただきたいと思っております。

最初に、委員の委嘱でございます。4月末で3期目の任期が終了いたしました。したがって、4期目の地域の会の委員の皆様に対し、委嘱状をお渡ししたいと思います。新しく委員さんに就任いただく方は5名おられますが、本日、刈羽村の鬼山應人様から代表して受領していただきます。

それでは、鬼山様、会田理事長様、前のほうにお進みをいただきたいと思っております。会田理事長さん、よろしくお願いいたします。

(委員委嘱状授与)

事務局

ありがとうございました。各委員の皆様にはまことに失礼ではありますが、机の上に置かせていただきましたので、ご確認をお願いしたいと思います。今後2年間のおつき合い、よろしくお願いいたします。

次に、役員を選出でございますが、会則第8条の規定によりまして、正副会長は委員の互選となっております。いかがいたしましょうか。

はい、お願いします。

川口委員

今、こういう状況ですので、会長、副会長留任でお願いしたいと思います。

事務局

今、留任という声が上がりましたが、いかがでございましょうか。

それでは、拍手をもってご承認をいただきたいと思っております。

(拍手)

事務局

ありがとうございました。

それでは新野会長さん、会長席の方にお移りをいただきたいと思っております。

それでは、これからの会議の進行を新野会長さんからお願いを申し上げます。

新野議長

ただいま再任いただきました新野でございます。本来ならもう姿を消してもいいような時期なのでしょうけれど、なかなか難しい問題が消えませんが、また皆さんと一緒に働かせていただきたいと思っております。

副会長も一緒に再任いただいたのですが、今日はちょっと所用で欠席ですので、今日は私一人で務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

早速ですけれど、今日は皆さんにはとても申しわけないのですが、会議の次第を見ていただくと非常に長丁場で、大変な予定を組みました。本来でしたら18時半に開催す

ればよかったかなと後から反省しましたが、急な方向転換だったものですから、またご迷惑をおかけしますが、たくさんの議題をこなしていただきたいと思いますけれど、よろしく願いいたします。

早速ですが、申しわけありません。委員の委嘱まで終わりましたので、事務局の今年度の活動の報告をお願いいたします。

事務局

事務局から今年度の活動についてご報告申し上げます。

当センターの予算が経費削減のあおりを受けまして、応分の減額となっております。ただ、地域の会の情報誌の印刷、あるいは謝礼金、議事録作成費などは十分確保いたしましたけれども、視察研修費などに相当する金額が削減されましたが、それを踏まえまして今年の活動計画をお考えいただければありがたいなというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

新野議長

そういう方向だそうです。どこでも苦しい経済情勢でされていますので、私どもは与えられた範疇で淡々と仕事はこなせるかと思えます。また、皆さんと知恵を出し合って、これからの新年度の計画も立てていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

では、今日は新年度ですので、せっかくお越しいただいて委嘱だけでお帰りいただくのはとてももったいないので、ここのセンターの理事長と理事をされていますお二人をお迎えしていますので、ここでせっかくおいでなので、ごあいさつを兼ねて今の状況とか何かお話しいただければと思えますので、よろしく願いいたします。

では、理事長さんであり、柏崎市長の会田さんからお願いいたします。

会田市長（柏崎市）

どうも会田でございますが、今、ご紹介いただきました。今ほど、また委嘱状をお渡しさせていただきましたが、この原子力広報センターの一応、理事長という立場でもございますので、前半ちょっとその立場でごあいさつをして、後半ちょっと市長として若干せっかくの機会ですので、お話をさせていただきたいと思えます。時間も限られているようですので、何か10分と言われていますが、できるだけ手短にお話をさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

今、代表して鬼山様に委員の委嘱状を差し上げましたが、皆さん今日は71回目の定例会ということだそうでございますが、今日から第4期目に入るということで、大変ご苦労さまでございますが、ひとつまた2年間よろしく願いを申し上げたいというふうに思っております。

この前期、3期の委員の皆さんが就任されたのが平成19年の5月ということで、就任後間もなく中越沖地震が発生をいたしまして、それからこの発電所をめぐる、かつて経験をしたことのないさまざまな状況が出てまいったところでございますので、この地域の会の皆様にも大変いろいろとお骨折りをお願いしたわけでございます。現地への状況確認の調査ですとか、敷地周辺の地質や地盤、あるいは設備への影響等、それからこの間のいわゆる調査点検にかかわるいろいろな問題についてそれぞれご報告を受けて、その結果に対して、まさにこの地元に住んでおられる皆様一人一人の立場でいろいろと意見をお出しをいただき、意見交換をしていただいたということで大変にご苦労をおか

けしたわけですが、しかし、この地域の会の役割、これはこの会の中だけではなくて、直接また国の原子力安全・保安院や原子力安全委員会、そしてまた県の技術委員会ともいろいろと議論をされたり、それからここの成果を情報誌「視点」という形で地域の皆様にもお知らせをするという非常に重要な役割を担ってこられたわけですので、これからまだまだいろいろな難しいといいますが、特にこの原子力発電所の安全性の確保に向けて大きな役割を果たしていただかなければいけないというふうに思っておりますので、どうかこの4期目、新たに選ばれた委員の方もおられるわけですが、ひとつ引き続きよろしくお願いを申し上げたいというふうに思っております。

また、この会に対しましては、国のほうからは原子力安全・保安院、資源エネルギー庁の皆様方、それから新潟県、そして東京電力の皆様方からも毎回ご出席をいただいておりますことにも深く感謝を申し上げたいというふうに思っております。というあたりまでが理事長としてのごあいさつでございます。

あと、若干お時間をいただいて。ご承知のように、今最も早く点検が進んでおります7号機について運転再開、いわゆる起動が開始をされているわけですが、これはご承知のように5月7日の日に知事が県議会の全員協議会で、この運転再開について容認をするという表明がされて、一応、県と市と村の三者の足並みがそろったということで、8日の日に東京電力に対して地元として運転再開の同意ということでの回答を申し上げたところでございます。

ここに至るまでには、もちろんこの地域の会でもいろいろ議論が交わされてきたと思っておりますけれども、何といいたしてもこれまで経験したことの無い大きな地震に遭遇をして、発電所の設備への影響、安全性の確認が何といっても最も心配をされた事態でございますので、この間、1年9カ月余にわたって事業者をはじめ、国・県等でもこれについていろいろ検討はされてきて、結果として、いろいろなまだ私も論点は残っているというふうには認識をしておりますが、一応、国、そして県の技術委員会において次のステップ、起動試験に入ることについて、一応お墨つきといいますが、確認がされたということでございますので、このことについては私自身も非常に重要であり、重いものであるというふうに受けとめて、この起動試験に入るということについて同意をする考え方、立場を表明したところでございます。

この間、私のほうにもいろいろな形で各団体、あるいは市民の皆様からもいろいろなご意見を伺い、寄せていただきました。また、地元における説明会も30回近く、延べ2,700人に上る参加者を得て、いろいろとされてきたわけでございます。最終場面において市と原子力安全・保安院と共催という形でございましたが、市内6会場において市民の皆さんへの説明会もやらせていただいて、残念ながらちょっと出席者は非常に300名弱というふうに少なかったわけですが、しかしそういった会場に出たいろいろな意見等も私も直接伺いながら、この問題については判断をしてきたつもりでございます。

今、起動試験に入ったわけですが、先ほど申し上げておりますように、まだいろいろ課題が残っているというふうに思っておりますし、当然まだ試験の一つの段階であるというふうに私は理解をしておりますので、この原子炉を起動したとはいっても、あくまでもまだ試験であると。プラント全体の機能試験について一つ一つ今、さ

らに確認がされるというふうに理解をしておりますので、この安全確認の作業をひとつ慎重に進めていただく。スケジュールありきではなくて、一步一步確実に安全性を確認していただくということが必要だろうというふうに思っておりますし、その試験の結果について途中の段階、そしてまた最終段階でも報告をいただいて、それについて地元自治体としても再度、全体としての安全の確認についてきちんと行う必要があるだろうというふうに思っているところでございます。

同時にこの間の国、あるいは特に県の技術委員会の中で地質・地盤、例えばご承知のように地盤については佐渡海盆東縁断層の存在の有無の問題でありますとか、あるいは設備の健全性や耐震安全性についても多くの懸念と申しますか、疑念も出されていて、そういった問題もまだ残っているというふうにも思っているわけでございます。

また、あれだけ大きな地震を経験した柏崎刈羽発電所でございますので、この経験を今後十分に生かして、世界一安全な原子力発電所というふうにしていく必要があるだろうというふうに思います。

そういった意味でも、これまで提起をされてきている問題点について、あるいは諸課題について、今後さらに議論・検討・調査が積み重ねられる必要があると。そして、そういった問題を究明していく必要があるというふうに思っております。

特に、一つには地震学、あるいは耐震工学等の新たな学術成果が出たならば、常にそれを原子力発電所の耐震安全性の確保に反映させる仕組みを整備する必要があるというふうに思っておりますし、二つ目にはこの原子力発電所周辺の地震観測体制の強化充実を図るということも必要だというふうに思います。

そして三つ目に、この原子力発電所の耐震安全性に係る研究の充実を図るために、特にこの地元の柏崎刈羽地域において、そのための研究拠点の整備を進めてほしいと。いくべきであると。こういった点については、これまでも国に対して何度かお願い、要望をしまっておりませんが、これからもそういったことで国とは折衝してまいりたいというふうに思っております。

ちょっともう長くなりましたので、やめますが。

そんなことで火災の問題もございしますが、こういったことも再発防止を含めて、市としても市の消防本部としてもきちんと対応しながら、何といたってもこの発電所の安全の確保・確認をベースにしながら今後も進めてまいりたいというふうに思っておりますので、そのことだけ申し上げておきたいと思っております。

ちょっと長くなってしまいましたね。すみません。

新野議長

ありがとうございます。

センターの理事でもあられます品田村長さんのごあいさつをいただきます。

品田村長（刈羽村）

皆さん、こんばんは。大勢の皆さんが集まってきたときは、まだ外は明るかったんですけどね、あっという間に暗くなってしまいました。これだけ盛り上がり、いろんな議論ができるすばらしい会がここにあることを私は大変心強く、そしてうれしく思っております。

平成14年に発足した当会でありますけれども、当時立ち上げのころからかかわった

一人として、ここまで会がすばらしく進歩、進化したということの意義を大変重く受けとめてもいますし、力としてここに住む住民の皆さんの非常に大きな力になっていくことを本当にありがたく思っているところであります。

今日、新聞を読んでいましたら、これは今晚皆さんに紹介したいなというコメントが載っていたのでちょっと紹介したいんですけれども。

「原子力について、一般の人が安全性を十分に理解すれば受け入れてもらえるというのは幻想にすぎない。当事者を信頼できなければ内容を理解できなくても受け入れる。一般の人が議論したいのは、安全性ではなくて決定のプロセスや制度である。」こういうコメントを見まして、これは東京大学の班目春樹さん、今、中越沖地震の原子力関連の委員長も、通称班目委員会というところで委員長もなさっていただいている先生ですけれども、2005年から東大に新しい学科といいますか、専攻が設立されたのを機に市民講座という形で学生と一般市民の皆さんを対象にずっと、年5回ぐらいだと思えますけれども、講座を開いているんです。私も2005年に最初に開かれたときに1年間を通して行ってみました。非常に専門家とか、さまざまな立場でさまざまな人がおもしろい話をしてくれますし、それについて会場とのいろんなやりとりをするんですね。価値ある会に参加できたなというふうに思っておりました。

余談ですけれども、東京大学の学部長さんの名前か何かで、修了書が出るんでございます。いつか額に入れて飾っておこうかと思ったら、地震のどさくさでどこかへ行ってしまいまして残念だなと思ったりしているところなんですけれども。

今、紹介したコメントのように、私としては皆さんにああせいこうせいなんていう立場には決してないわけですけれども、ぜひともこの場でいろんなことの意味決定、あるいは安全かどうか、ある判断が下されるプロセスが本当に僕らが信頼できるプロセスを経て下されているのかどうか。そのプロセスを我々が見て、例えば規制当局である保安院が信頼できる規制当局であるのか。運転をする東京電力という会社が信頼のできる相手であるのか。そういったことを大勢の皆さんが頭の中で判断をする。そういったことが我々技術関係、科学については素人ですから、我々にとって一番大事なことはないかなということをおもいました。

それと、一月ぐらい前でしょうか。新野会長さん、引き続きご留任ご苦労さまでございます。お話ししたのは、東京電力さんの労働組合の代表をこの会に何らかの形でかわらせたかどうかと、そんな話をお話ししました。それは決して東京電力、社を代表してこの中に入るということではなくて、私も気がつかなかったのですけれども、運転再開に向けたいろんなプロセスを踏んでくる中で、自治体、行政に東京電力、会社として行政にいろんなやり方、進みぐあいとか説明をしてもらってきました。行政に説明すると同時に、労働組合のしかるべきポストといいますかね。労働組合にも説明するんだと。私はその話を聞いたときに、あれとちょっと実は思ったんですよ。よくよく話を聞くと、労働組合、まさに現場の最前線で働くみんなが安全でない環境で仕事なんかできませんよということで、会社の政策決定がこうだ、だから大丈夫だよ、安全だよということが説明なされなければ安心して仕事ができないというようなことから労働組合にも同じように、自治体と同じように説明してもらわなければいけないんだという話を聞いたときに目からうろこが落ちる思いがいたしました。まさに現場の最前線で働いている皆さん

の一番安全にピリピリしている皆さんの声というものを何らかの格好でこういう議論の場がかかわってもらったら価値ある議論もできるのかなんていうことを思いながら会長さんにお話をしたところであります。

行政といいますと、国の政府もそうですし、県も市も村も行政であります。今回の安全協定に基づく事前了解、あるいは保安院はもう規制当局としてオーケーとか、だめとかという部署なのでありますが、事業者の皆さんとは、とにかくあっち側とこっち側、いいですか、いいですよと答える側にあるわけですけれども、私はこの会はあっち側とこっち側という性質で存在している会ではないんだろうと想像していますし、そういうあっちとこっちという形になってもらいたくないなと思っていつも見ております。さまざま我々ではできない原子力というテーマについてのアプローチが皆さんの総意でいろんなアイデアがあふれる中でなされるように祈念をしているところでございます。

この地震を振り返って、長かったか短かったか、いろんなことが原子力発電所関連でもありました。私、その一つで非常にトピックスとして頭に焼きついているのは、実は隣に加藤審議官がおいでなんですけれども、地震後の対策本部、もうガチャガチャしているところで「発電所、どうなんだ」と聞いたときに、あれはプールの水が漏れたときだったですかね。放射能を含んだ水が漏れた。そうすると、10の何乗ベクレルで人体に全く影響を及ぼすようなレベルではないと。そういう10の何乗ベクレルとか、そういうのはいいですから、大丈夫なんですか、大丈夫じゃないんですか。実は、これは行政に携わるみんなにとっては「大丈夫です」という言葉は、これは一番言いづらい言葉なんですよね。ところが、詰め寄った成果というわけじゃありませんけれども、いろいろ慮っていただいて、「これは大丈夫ですから」と言い切ってもらった。もう本当に錯綜している対策本部の場で言い切ってもらった。そこから変わったかどうかということは一概に言えませんが、この中越沖地震を経験して行政も保安院、国も含めて、うんと私は変わってきたと思います。悪くなったのではなくて、いい意味での進化がなされた。そういうことを肌身で感じていますし、間違いないと私は確信をしているところであります。

これからも皆さんのそれぞれのいろんな思いや、いろんなアイデアがあると思うんです。この場でぜひともチームとしてこの地域の会がますます存在の価値を高めていくようにご努力をいただければありがたいなというふうに思っております。行政としては側面からであります。最大限支援してまいると、そんなことを最後に申し上げて、いつもご活躍いただいている皆さんに対する御礼のごあいさつにしたいと思います。

それから、新任なさった5人の皆さん、きっといい会ですから大いにご活躍いただきたいと思っております。ありがとうございました。

新野議長

ありがとうございました。今のお二人は、行政と言いながら私たちの一番身近で大事なお仕事をしてくださるお二人です。私たちは権限も何もございませんけれど、定期的に言いたいことを発信しますので、どうぞいいようにキャッチしていただいて、施策や何かに生かしていただければと思います。ありがとうございました。

東京電力の今日は武黒副社長様が東京からおいでいただいたんでしょうか。ありがとうございました。また、ごあいさつを最後いただいて議事のほうに移らせていただきたい



と思います。

今、班目委員会さんのお話があったんですが、2年ぐらい前に聴講生を前に私も呼んでいただいて、そこで話せということで班目委員会の東大の講堂でシンポジウムに参加させていただいて、しゃべったことがあります。それは地域の会のやはり活動が評価されて、そこで話せということで、皆さんにお話ししていなかったかどうかあれですけど、皆さんの活動が評価されたんだなと思って行ってまいりました。学生や一般聴講生の方がとても関心を示してくださって、うれしかったなと思う思いがあって、報告がなかなかできなかったんで、今ここでちょっと一言、大分古い報告ですが、させていただきます。

今日は武黒副社長さんのごあいさつをいただいて議事に移らせていただきます。

武黒副社長（東京電力）

東京電力の武黒でございます。皆様、こんばんは。この地域の会の皆様には、日ごろから私どもの柏崎刈羽原子力発電所の運営につきまして、いろいろな形でご尽力を賜っておりますことを心から御礼を申し上げます。

おかげさまをもちまして、7号機につきましては5月8日に運転再開についてのご了承を賜りまして、早速原子炉を起動してプラント全体の機能試験を開始させていただいております。ここに至る過程では皆様方にもいろいろな形でご議論をいただき、またその際にはいろいろとご指導、あるいはご助言も賜ったというふうに受けとめております。まことにありがたく存じているところでございます。

そういった中で、発電所で火災が度重なってしまいまして、皆様に大変ご心配をおかけしてしまいましたことを改めて深くおわびを申し上げます。私ども、今回の7号機の運転再開後のプラント全体の機能試験に当たりましては、この火災対策とあわせまして、運転再開のご了承を賜ったときにいただいた四つの条件をいただきました。起動試験中の技術委員会による審議、それから定期的な監視や検査の強化、新たな知見の収集と反映、発電所全体の体質改善という四つの条件、これに私どもとしても精いっぱい適切にこたえていくことができるよう、何はともあれ安全を最優先に取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

また、この会は透明性を確保する会ということでございますが、私もこちらの発電所の所長をしていたときに、この会が発足をいたしたというふうに記憶いたしております。皆様方にいろいろな形で精力的なご議論を賜っておりますことを大変感慨深く受けとめております。

今回の7号機の試験に当たりまして、小さな不具合、あるいはその対応も含めまして、これからの点検・調整、あるいは調査やこういったものに基づく評価の結果などをわかりやすく速やかにお伝えしてまいるように努めてまいります。

また、残る号機につきましても並行して点検や復旧、あるいは耐震強化など、これもやはり着実に安全を第一に進めてまいり所存でございますので、引き続きこちらの面でもまたいろいろとご議論を賜ることがあろうかと思っておりますが、どうかよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

新野議長

ありがとうございました。

では、5まで今済んだわけですが、次に議事に移らせていただきます。議事は前回からの動きから始めさせていただいて、その後、ここしばらくはめまぐるしい動きが1カ月の間にありましたので、きちんとした事実に基づいて議論をしたいということでいろんな報告事項をいただきますので、市長さんも村長さんももう十分聞いていらっしゃることで、お時間が許せばですが、ご都合でまたよろしく願いいたします。ありがとうございます。

ありがとうございました。

では、6議事に移らせていただきます。前回定例会以降の動きです。保安院さんのほうからお願いいたします。

今井所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

ごめんください。原子力安全・保安院の今井でございます。お手元に前回定例会以降の原子力安全・保安院の動きということで2枚紙と、それから別添1、2ということで、三つの資料を配付させていただいております。今日は、後ほどの議題で火災と起動試験に関する説明がございますので、その部分とほかの機関からご説明のある部分についてはお時間の都合で割愛させていただき、要点だけお話しさせていただきたいと思っております。

まず2点目から、発電所7号機の運転再開にあたっての新潟県からの要請書に対する回答について、新潟県から7号機の運転再開にあたりまして、4月30日付けで知事の名前の文書により、我々に対して新たな知見の収集と反映及び東京電力に対する十分な指導・監督について万全の措置をとるよう要請がございました。5月1日、我々といたしまして、この要請に対して次のように回答いたしております。

まず1点目ですが、新たな知見の収集と反映については、もとより当院としても取り組んでいるところですが、特に地震関連分野については、地震、耐震に関する知見の情報収集や調査研究を継続的に行い、そのうち、原子力発電所の耐震安全性評価に反映すべきものの選定等について定期的に公開の場で検討するなど、新たな知見の収集と反映を継続的に行う仕組みを整備することとしております。

2点目ですが、原子力事業者に対する指導・監督については、事業者品質保証体制の構築を求め、国がこれを厳正に確認することにより不正を防止する体制をとっております。

少しめくっていただきまして、さらに平成18年の発電設備の総点検結果を踏まえて、事業者安全文化の醸成、法令遵守の意識強化などの措置を求めております。原子力安全・保安院としては、今後とも保安検査等を通じて、これらの実施状況の確認を含め、原子力事業者に対する十分な指導・監督に努めていくことで、新潟県に対してご回答をしております。

それから、次は4点目ですが、原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等について、ということで、本年の1月に原子力発電所の一層の耐震安全性の向上を図るため、今後の保安院の取り組みに係る方針を取りまとめました。その方針を踏まえ、具体的に保安院として5月8日、原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見を継続的に収集し、評価への反映等につきまして毎年公開で検討するなどの内規を定め、原子力事業者等に対して原子力施設の耐震安全性の評価のために反映すべきと考えられる新知見を毎年保安院に報告することを求

めております。

次ですけれども、5ポツ、実用発電用原子炉に対する保安検査結果等の原子力安全委員会への報告についてですが、保安院は平成20年度第4回保安検査の結果及び平成20年度第4四半期において実施した安全確保上重要な行為の保安検査の結果等について、原子力安全委員会に報告しております。

先ほどから保安検査と何度か用語が出てきましたが、今日初めての方もいらっしゃるのでは、ご説明します。私を含め、こちらに保安検査官が8名常駐しております。その名前は保安検査から来ています。柏崎刈羽原子力保安検査官事務所が我々の事務所名になりますが、そもそもまず保安検査とは何ぞやという話を、別添1のほうで配付させていただいておりますので、1分だけいただきましてご説明したいと思います。

まず、保安検査とは、事業所、こちらの場合は柏崎刈羽原子力発電所、東京電力が定めている保安規定、つまり、運転とか何か業務を行うときのルール、決まりについて、それがきちんと守られているかどうかを原子力安全・保安院の原子力保安検査官、つまり我々が検査するものでございます。保安検査の対象となる原子力施設については、商業用原子力発電所や使用済燃料の再処理や核燃料の加工などを行っている事業所になります。そもそも保安検査制度ができたのが、1999年に起きたJCO加工施設の臨界事故を契機に、事業者がきちんとルールに従って業務を行っているかどうかを我々がチェックするということから発足いたしました。当事務所では、年4回の定期的な保安検査と安全確保上重要な行為に係る保安検査を実施しております。安全確保上重要な行為というのは、例えば、今回のような原子炉を起動させるとか、燃料を移動させるとかの行為で、そのときには、我々が現場に行きまして、あるいは、その事業者が行っている業務の状況をチェックするといったことを実施してございます。

あとは、お時間の都合で割愛しますが、お時間がございましたら、平成20年度の保安検査の結果概要もございまして、お読みいただければと思います。

資料に戻っていただきまして、次は7番です。柏崎・刈羽原子力発電所1号炉の原子炉設置許可処分取消請求訴訟の最高裁判所の決定につきましてです。ちょっと見なれないですけれども、「柏崎・(ポツ)」と入っておりますが、当時の訴訟の名前ではこれが正式名称だそうです。1号炉の原子炉設置許可処分取消請求訴訟に関する上告棄却等の4月23日付けの最高裁判所の決定について、二階経済産業大臣から談話を発表してございます。別添2を配付させていただいておりますが、もしお時間がございましたら読んでいただければと思います。

それから8点目ですけれども、平成21年度「原子力エネルギー安全月間」についてです。

毎年5月を「原子力エネルギー安全月間」と定めておりまして、国、事業者それぞれがさまざまな活動を行ってございます。平成21年度についても、原子力事業者における安全文化の浸透・定着、原子力安全に対する意識の高揚を図ることを目的といたしまして、各種活動を行う予定でございます。

あとは、定例の調査・対策委員会の開催状況と検査実績を掲載させていただいております。

それから、前回、武本委員からコメントをいただきました1号機の計装用のノズルの

件ですが、担当課に確認したところ、現在調査中ということでした。調査結果が出ましたら、この場でご報告したいと思います。

私のほうからの報告は以上でございます。

新野議長

ありがとうございました。

保安院さんが新委員に対して配慮いただいていたのに、私が全然配慮しませんでした失礼いたしました。今日、名簿というか、座席表を配付させていただいています。本来でしたら初顔合わせなので、それぞれの名前とかということで紹介をし合うのが議事進行上よかったのかと思うのですが、お時間の都合上割愛させていただくために座席表を作成していますので、それと照らし合わせて、申しわけないのですがやっていただいて、おいおいまた自己紹介ができるような時期にはお願いしたいと思います。

それと進行上、今、前回定例会以降の動きということをやっていますが、これは月に1回の定例会の間に何か起きたことということで、何かされたとか、何かの事象が起きたとかという報告を今いただいているところです。いつも今、保安院さんからご説明いただいたんですが、次に説明していただくような順番でそれぞれのご報告をいただくことから定例会の冒頭が始まって、そしてメインの議題ということに移るのが通常ですので、新委員さん、また馴染んでいただければと思います。よろしく申し上げます。

失礼しましたが、次、資源エネルギー庁さんは今日は何も特にはよろしいでしょうか。

あちらが資源エネルギー庁さんで、こちらの柏崎に在籍されている方ですね。

じゃあ新潟県、お願いいたします。

山田原子力安全対策課長（新潟県）

皆さん、ごめんください。県庁原子力安全対策課の山田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。前回4月8日以降の県の動きでございますけれども、お手元に前回定例会以降の行政の動きということと、それから別紙添付資料ということでホチキスで二つとじてありますものをご確認ください。この資料をもとにお話しさせていただきべきなわけけれども、この一月、本当にいろんなことがございましたので、ちょっと大ざっぱに大きく分けて説明させていただきます。

この一月間、県として確認させていただいてまいりましたことが大きく五つございます。まず、前回4月8日の前日の4月7日の日に、技術委員会の座長から知事に見解の取りまとめの報告をいただいたということは前回報告申し上げたとおりです。ここで確認させていただいたことが、耐震安全性と設備の信頼性というものが起動試験の実施について、おおむね安全確認できたということでした。

これを受けまして4月10日の三者会談、県知事、市長、村長とで話し合いが行われたわけですが、その翌日の4月11日の夜に9件目となる火災が発生しました。9件目となる火災が発生したことについて、知事が議会で「火災が重なることはお粗末だ」という議会答弁にしては非常に珍しくストレートな表現をいたしたわけですが、1点目の確認がこの設備の耐震安全性、設備の信頼性。

2点目が、果たしてこの東京電力というものが防火というか、日常の安全管理が大丈夫なのかどうかということでした。これにつきまして柏崎消防さんから厳しく指導いただきながら、4月22日に東京電力から今後こんなことをきっちりやっていると。過去

9件の火災の原因究明までさかのぼって、ここをこうすべきであったということを改善するという対応をいただきまして、それをもって防火、日常の安全管理についても一通りの確認ができた。これが二つ目です。

3点目が、お手元の資料にはちょっと載っていませんでしたが、地域防災計画の原子力災害対策編というものがございました。これはもともとあったのですが、原子炉で何か事故があって放射線が漏れたとか、そういうことを想定する防災計画だったのですが、中越沖地震で発覚いたしましたように、地震や大風や津波やそんなことが起こったときも原子力施設はダメージを受ける。こういう、つまり原子力施設そのものに何かなくても自然の災害で影響を受けることもある。そういうことに備える地域防災計画の原子力災害対応だけではなく、いろんな地震を食らったときとかでも対応できる計画を確認いたしました。これが3点目です。

こういうような状況を受けまして、改めて地元の意向を代表するという形で市長さん、村長さんから起動試験の実施についての意向を確認させていただきました。これが4点目です。

繰り返しますと、まず設備、施設が大丈夫なのか。防火が大丈夫なのか。何かあったときに防災計画がきちんと動くのか。地元の意向はどうなのか。ここまで確認させていただいた上で、4月30日に原子力安全・保安院さん、そして原子力安全委員会さんに、我々としてはこういうことをやる、取り組んでいきたいと思うが、これはもう原子力安全というのは一義的にまず国できちんと責任を持ってもらわなければいけない、こういうことに対応してくださいという申し入れを行ったところですが、今、所長からお話ありましたように、5月1日付でこういうことにきちんと対応していただくという確認ができました。

この五つの確認を受けまして、お手元の添付資料の9ページをご確認ください。これだけの五つの確認をもとに、知事が5月の7日に新潟県議会議員協議会という全員が集まる協議会の中で約30分ほど、これ知事が話した内容そのままなんですけれども、こういう形の説明をいたしました。

ご一読いただければわかるのですが、まず想定を超える地震に遭って、それがどんなことが起こったのか。それを受けて原子力安全・保安院さん、安全委員会さん、あるいはIAEAがどのような判断をしてきたのか。それに対して新潟県として設備委員会、小委員会がどのように考えて動いてきたか。さらに、それらの動きを受けながら東京電力がどのような耐震補強工事や火災対策について取り組んでまいったのか。そういうような過程をどのように私たちがお知らせしてきたのか。技術委員会がこういう見解をまとめたということをいろいろ含めまして、最終的に知事としては多様な意見がもちろんあり、現在の知見で100%一致できないところもある。そういうことを踏まえながら、これから先も不断の努力を積み重ねるという前提のもとに起動試験の実施、運転再開というものを、一番最後のページですが、東京電力からの運転再開申し入れに同意したいと考えておりますということで議会で表明し、翌5月8日に起動試験の再開を了承するとともに、こういうような条件についてきちんと対応してくださいということをお願いいたしましたのが、お手元のもう一つの資料の東京電力への申し入れ、5月8日というものです。

起動試験をただいま実施しているところですが、その段階で技術委員会のきちんと審査を受けてください。それから定期的な監視、検査の強化、新たな知見をきちんと取り入れてください。発電所全体の体質改善に取り組んでくださいということを申し入れ、かつ申し入れるだけでなく私どもも常に、まさに皆様と一緒にこの動きを透明性をもって監視しつつ、取り組んでまいりたいと存じております。どうぞよろしくお願いいたします。

新野議長

ありがとうございました。

柏崎市、お願いいたします。

須田危機管理監（柏崎市）

柏崎市危機管理監の須田でございます。前回以降の動きでございますが、今、県のほうからお話ございましたが、後ほど今日は柏崎市消防本部のほうから詳しく説明がございますが、前回以降としましては中越沖以降9件目となります。4月11日に発生しました大湊側予備品倉庫での火災発生について、4月12日、柏崎市消防本部から原因究明と類似機器の総点検実施を文書で指示をしたということです。それに対しまして4月17日、東京電力から消防本部に回答ございました。

柏崎市の関係としては以上でございます。後ほど、今言いましたように消防本部のほうから説明がございます。

以上です。

新野議長

ありがとうございます。

刈羽村は、よろしいですか。

武本総務課長（刈羽村）

刈羽村です。この4月から総務課のほうで原子力のほうも担当させていただくことになりました武本といいます。また地域の会に参加させていただいて、我々も行政の立場からまたしっかりと議論したり、それをまた見届けていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

新野議長

よろしくお願い致します。

じゃあ東京電力さん、お願いいたします。

長野副所長（東京電力）

東京電力の長野から前回以降の動きについてご報告をいたします。資料のほうは少し厚めのホチキスどめの資料になります。表題が71回「地域の会」定例会資料と書いてある資料になります。

まず不適合関係、公表区分の が1件ございました。これは4月11日に発生をいたしました大湊側予備品倉庫における火災でございます。これにつきましてはお時間いただいておりますので、後ほどご説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、2ページをご覧いただきたいと思っております。

公表区分の が1件ございました。7号機でございますが、5月11日、現在起動試験中でございますが、原子炉隔離時冷却系で不適合が発生したというものでございます。

これについても後ほどご説明をさせていただきます。

それから区分の でございますが、1件ございました。これは3号機でございますが、原子炉建屋1階の非常用ディーゼル発電機の燃料タンクの点検用マンホールのフランジ部から油がにじみ出して床に溜まっていたのをパトロールしていた当直員が発見したというものでございます。床に溜まっていた油の量は37ミリリットルです。当該フランジ部の増し締めを行って、とめております。現在、原因については調査をしているというところでございます。

その下でございますが、その他の続報で2件ございます。1点目、4月9日、7号機におけるタービン建屋の耐震評価データの一部誤りに係る最終報告についてでございます。これは前回の定例会でご報告をした案件でございますが、この最終報告書、再発防止対策等を取りまとめて保安院のほうに提出をさせていただいたというものでございます。プレス文、それぞれ添付しておりますので、ご参照いただければと思います。

その下は、この不適合に伴う再評価結果について、従前提出をした報告書に反映をして国のほうに提出をしたというものでございます。

その下、その他発電所に係る情報として2件ございますが、これもそれぞれプレス文を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

その下、中越沖地震関係ということで、週に1度点検復旧作業の状況および不適合についてお知らせをしているところでございます。

4ページには、いつものように国並びに県の技術委員会のほうにご報告をしている内容について取りまとめてございます。

それから、前回の定例会以降、ご質問をいただいている案件で、インターナルポンプのモーターケーシングの関係がございまして、これについては今日資料を配付させていただいておりますので、ご参照いただければと思います。

以上でございます。

新野議長

ありがとうございます。

そうしますと、この前回からの動きで質問がございましてか。

(なし)

新野議長

特にないようでしたら、またいつでも何かありましたら、その他のところとかでもご質問いただけますので、順次進めてまいります。

次の火災に関する状況説明と対応についてのご報告。これは順番に3カ所からご報告いただいて、その後、質疑ということになります。わかりやすい順番ということで、この順番には特に他意はございませんので、東京電力さんのほうからお願いいたします。

高津防災安全部長(東京電力)

東京電力の発電所の防火管理者を務めております高津でございます。ご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

お手元のほうにはカラー刷りで裏表になりますが、2枚物の資料がございまして、少し小さくて申しわけございませんが、パワーポイントのほうで補いながらご説明させていただきます。

本日、一連の火災のご説明ということで、まず最初に大湊の予備品倉庫の火災の概要、それから原因・対策、それからこれまでとっておりました火災対策の全体の説明ということで改善計画を中心にご説明をしたいと思います。それから、中越沖地震以降の火災事例ということも簡単に触れたいと思っております。

4月11日に発生しました大湊側の予備品倉庫の火災の概要をもう一度振り返りたいと思います。場所をご存じのように、この発電所の構内図の配置図がございまして、1号機から4号機、それからこちらが大湊側と呼んでいます5号機から7号機のエリア、これらの周辺防護区域外にありますPPのフェンス外にあります倉庫がございまして、これが全体の外見写真でございまして、このような平屋の大きな倉庫がございまして、この中にございまして、一部の部屋を空調している空調機の中のモータ部分から発火しまして煙が出たという事象でございまして、そのこのエリアにつきましてはこの平面図の中に示しておりますが、この計器室の横にありますところに設置されている機械でございまして、2台同じようなのがございまして、AとBというのがございまして、その大きな外見図が写真がこんなようなものでございまして、この中をカバーをはぐりますとモータがありまして、それから送風機、こうしたものがございまして、火災の状況の写真、少し見づらい点がございまして、このようなところはファンベルト等可燃物が焼損していたものでございまして。

そういった意味で事象の対応状況でございまして、11日の22時24分ごろですね、火報が発生しまして、直ちに当直長から消防署のほうに通報がされております。それと同時に当直員が、これは自衛消防隊の役割を果たす者でございまして、当該の予備品倉庫5号機から、こちらのほうまで走りまして中を確認しましたところ、やはり誤動作ではなくて実際に煙が充満していることを確認しております。

その後、中に煙が充満していたというようなこともございまして、一方では直接火も見えなかったということでございまして、中の煙を出したりしながら、この部分のカバーはずしたところ、このモータ付近の配線の一部に焼け跡を確認したということでございまして、その後、時間的には翌日の0時15分になりますが、正式な形で鎮火をご確認をさせていただいております。この倉庫につきましては、PPフェンスの外側ということでございまして、外部への放射能は影響、負傷者、また負傷者の影響はございませんでした。

この火災の直接的な発生、メカニズムでございまして、先ほど写真をご覧いただいたように、このモータ付近の拡大した図でございまして、モータがございまして、それをファンベルトの力でこちらの送風機のほうに力を伝達するものでございまして、モータが回転することで下からの空気を吸い上げて部屋の中に送る、こうしたもので、ここに一部熱交換器がございまして、さらにそれを厳冬期においてはエアコンみたいな力だけでは十分部屋が暖まらないということで、電熱のヒータがこの送風機の下に設置されているものでございまして、通常はこのような形で空気が流れ、寒いときにはこのヒータが入って暖かい空気を先ほどの計装品の部屋のほうに送り出す、こうしたものでございまして。

そうした運転状態を続けるうちに、このファンベルトが劣化しましてベルトが切れた。だんだんと切れて、一部は剥離などをするような状況もあったというふうに考えております。そのときに、ファンベルト自体は本来ですと、ここに保護カバーというものがご



ざいまして、これが切れたときには直接加熱装置、ヒータの上に落ちないような金網が設置されておるわけですが、前面のほうにはカバーがございまして、そのカバーに当たる形でこのすき間を、回転していますので、勢い余ってカバーに当たってこのすき間に入る、そのようなことも実はありました。そういう意味で、ここの実際に加熱するところにファンベルトの一部が乗っかっていたということでございまして、今回の焼損状況の中でもそこにファンベルトが燃えた跡がございました。

それで、最終的にはこのファンベルトが切れた状態で、この金網、保護カバーの上に残った状態とその一部がこのヒータの上に直接残る形になりました。ファンベルトが切れることで、この空気の流れがなくなるということでございまして、ヒータが熱せられ、継続的に高い温度になってしまうということでありまして、そういう状況でこの一部の切れたファンベルトが加熱をされている状況が出現しました。

本来、こうした空気の流れがない、異常な状態がありますと、温度スイッチで検知をしてヒータの電源をとめるというような回路も実は当初のこのパッケージ、空調機と申しますが、その中の設計ではございましたが、今回私どもの倉庫に設置する際には、そのこのところが一部改造によって一たん働いた後、その温度スイッチが実際は95度ぐらいに設定されているわけですが、95度が上がって一たん止まるのですが、もう一度止まることでまた温度が下がって、それがまたスイッチがリセットすると申しますか、スイッチがまたこの加熱の電源をオンする側に入りまして、加熱、冷却を繰り返すような形で、そうしたものが繰り返されたというふうに想定しております。そうした意味で、この上にあった一部のファンベルトが最終的には発火に至り、その火がさらに上のファンベルトにもつき、周りの配線にも火がつくことで大きな煙が出て、最終的には火報の発火に至ったというふうに推定をしております。

そうしたこのような状況を起こしたという原因でございまして、そういう意味では我々の設備に関する点検ですとか、日常的な巡視・監視が十分でなかったというふうに反省をしております。そうした意味で、この本来、巡視を行わなければいけないグループとそれからこの空調機全体をメンテナンスするグループが独立して点検を行っていたということで、十分な点検保守ができていたかどうかということが確認をしていなかったという反省でございまして。

そして、この保守の内容につきましても、こうしたファンベルトを直接点検するというような項目が含まれておりませんで、フィルターの詰まりですとか、そういう点は見えておりましたが、こうしたファンベルトの異常というのは直接目視等で確認するような点検内容になっていなくて、こうした点が見逃されたというような反省をしております。

そうした意味で、この空調機に対しての十分な巡視・点検を実施しておらず、ファンベルトの劣化を発見することができなかったということと、そのために加熱器上に落下したファンベルトの剥離片が過剰に過熱されて発火し、それがケーブル等に燃え広がったという今回の事象を推定しております。それらに対しましては、今後の防火の体制ですとか点検計画の改善が必要という認識に立っております。

対策につきましては、当然今回の焼けた設備については、こうした直接的な熱するようなヒータをつけないような形での製品にかえていきたいというふうに考えております。

それから防火体制の強化ということで、しっかり点検をする必要があるということで

ございますので、やはり責任箇所をしっかりと決めるということが一番重要かと思ひまして、この私どもの今、防火を担当する組織図がございますが、こうした体制の中で一番の直接的に管理する部門、こうした部分でございますが、この副防火管理者というものがおるんですが、それらの者に設備の点検をする者、それから建物の点検をする者、それらをこの副防火管理者の下につけるような形で、しっかりとしたおのおのの箇所の責任が果たされているかどうか、この人に確認させる。このような対策を考えております。そのほか、全体の防火体制を強化する意味で防火管理者補佐を充実するですとか、専門的な知識を生かすという意味での防災安全担当等を配置しております。

これまでの中越沖地震以降、今回の大湊を除けば8件の火災が発生しまして、具体的には次の裏のページでございますが、写真とまた原因等を記載しておりますが、振り返ってみますと大きく三つに分類できるというふうに考えておりました、番号がついているのは5枚目以降の火災事例と関連がとれておりますが、大きく分けるとやはり危険物の取り扱いで火災が発生したのが3件、それから工事用の仮設等の問題で過熱、火災が発生した3件、それから設計がまずかったり、落雷等で2件、こうした今までの事象を分類できるかと思ひます。そうした意味で、やはり危険物に対する対策が一つ重要。それから仮設に対しては、きちんと使用前に点検をする。チェックリストに基づいた点検をする。このような対策を行っていただいております。

危険物扱いにつきましては、前回もご説明いたしました、しっかりとした対策が必要ということで改善計画ということを市消防さんにも提出させていただいておりますが、その概要でございます。現在の取り組み状況ということもあわせてご覧いただけるかと思ひますが、大きな柱としては火災のリスクを最小限にするということで、代表的なところでは、やはり防護区域内、建屋内にある非常に引火性の高い危険物については全量を搬出して、それから余分なものは持ち込まない。このような対策、ルール化をしております。

それから教育についても大事だということで、特別教育、体感研修ということを実施しております。その辺の様子がこの部分に体感教育の様子が書かれていますが、静電気怖さのところ、あるいは可燃性ガスが発生する対策等を体感していただいているような研修を継続的に行っております。

それから当社の現場統率力、あるいはまた元請さんの管理力の向上ということも必要ということで、それらの役割をしっかりと決めて取り組んでいただく。あるいは資格等を取っていただいで知識を生かしていただく。そのような対策がこうした黄色の部分の方に明確にしておりました、特にここで赤く囲っている部分は現場を管理する一番重要なキーパーソンということで主要な危険物に対する資格を取っていただくような対策で、一つとしてこの特別教育の受講等がありまして、11日現在、例えば特別教育につきましては7,000名を超えるような方に受講していただいでいるような状況でございます。

以上、簡単でございますが、5ページのほうは今ご説明したこれまでの対策でございますので、割愛をさせていただきます。

簡単ですが、以上でございます。

新野議長

ありがとうございました。

次には市の消防の方、よろしく願いいたします。

萩野予防課長（柏崎市消防本部）

初めまして、消防本部予防課の萩野と申します。申しわけありません。座ったままで説明させていただきます。お願いいたします。

市の消防としまして、東京電力さんの数々の数件にわたる火災に対して、それぞれ指導を行ってまいりました。

まず最初が地震のときなんですけれども、一昨年（平成）の7月16日の中越沖地震で3号機の所内変圧器が火災を起こしまして、その火災がなかなか消えないということで大変な事態になったわけです。それを受けまして7月の18日、お手元の資料がありますので、ご覧いただきたいと思います。東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所に対する行政指導についてという文書です。それを見ながら聞いていただきたいと思います。

地震の後、18日ですね、危険物施設の緊急使用停止命令というものを発しました。これを発出するに当たりましては、地震の当日、それから翌日17日、二日間にわたりまして国の防災監等と一緒に現場を確認しております。その結果、消火栓の配管の破断、それから地盤の隆起、沈降等が見られました。それで製造所等の危険物施設の破損、漏えいのおそれがあるのではないかと、そういうおそれがあるということで緊急使用停止命令をかせさせていただきました。これは危険物施設55の許可施設があるのですけれども、東京電力の構内に55施設があるのですが、それらすべてに対して緊急使用停止命令をかせさせていただきました。

それから火災が何件か続きました。私どもが次に行政指導しましたのが20年11月22日、7号機のタービン建屋で火災が発生しました。これは非常に引火性の低い、引火点の低い危険物を使用して、タービンのローターを洗浄したわけなんですけれども、その洗浄液に引火したという、そういう火災が発生しております。この火災で通知書というものをださせていただきました。火災等事故防止の徹底について（通知）ということでださせていただいております。

それから、また火災が発生しまして、次には12月8日、今度は6号機のタービン建屋でもって溶接機のワイヤ供給装置というところから出火しております。これについては、さきに文書でもって通知書を出したばかりということもありまして、口頭指導でもって行っております。口頭指導の内容は、実効性のある防火教育の実施と通報におくれないように指導いたしますという、そういう内容でした。

それから火災とは関係ないのですけれども、21年2月3日、この日に危険物製造所等の緊急使用停止命令の一部を解除しております。これは7号機関係と共用部分ということで、あわせて55のうちの13施設に対して停止命令を解除しております。

それから21年3月5日に、今度は1号機の原子炉建屋、原子炉隔離時冷却系というところでもって火災が発生しました。これは、やはりまた危険物の取り扱いに問題があったわけで、今度は業務の使用停止命令をださせていただきました。命令の内容が、火気作業、危険物取り扱い作業の見直しを図っていただきたいということと、上記作業の改善計画書の提出をお願いいたしました。

それから、また火災がありまして、今度は4月11日、先ほど東京電力さんのほうが

ら説明がありました。大湊側の予備品倉庫でもって空調機が火災を起こしております。この火災に対しては、文書でもって指示を出させていただいております。指示の内容が、火災の原因調査を究明し、報告していただくことと、類似機器の総点検をお願いいたしました。それから、火災の再発防止対策を講じるようお願いしております。これについては、4月17日に東京電力から再発防止対策についての報告書の提出を受けております。それを4月22日に、県のほうに報告しております。

火災については、火災のたびにある行政指導ということについては以上ですけれども、東京電力で火災が多発しておりますけれども、公設消防として東京電力の建屋の中に入っている消火活動ということは今までにありません。すべて初期消火でもって成功しております。公設消防が建屋の中に入って消火活動をしたという火災は今のところございません。

以上、説明を終わります。

新野議長

ありがとうございました。

じゃあ保安院さん、続いてお願いいたします。

白石火災対策室長（原子力安全・保安院）

原子力安全・保安院の火災対策室長をしております白石と申します。よろしくお願いたします。お配りしております「原子力発電所の火災防止対策の充実に向けて」という資料でご説明します。

1枚めくっていただきまして、今日お話しする項目ですが、大きく4項目ございます。一つは最近の原子力発電所の火災の状況ということで、柏崎刈羽原子力発電所だけではなく、日本全体を見たときの傾向を簡単にご説明申し上げます。

続きまして、柏崎刈羽原子力発電所における最近の火災と保安院の対応ということで、頻発しました最近の火災に対して、保安院として、どのように対応したかということをご説明します。

三つ目として、柏崎刈羽原子力発電所における火災対策の状況調査ということで、4月27日に我々のほうで現場の調査をさせていただきました、その状況について簡単にご報告をいたします。

四つ目ですが、こうした柏崎の火災が頻発したということ、それから全国を見ても、今いろいろな発電所で火災が発生しております。そういったときに火災対策というのを日本全国としてきちんと徹底していくという必要性があり、それについて、今、保安院において検討を進めております。その概要についてご説明を申し上げます。

まず、このグラフでございますが、最近の原子力発電所の火災の状況ということで2000年以降、最近の事例のもので、どのように推移しているかを示したものです。ご覧のように、最近、2007、8年、この辺で少し大きな傾向が見られますし、若干増加傾向があるなというのが見てとれるかと思えます。このとき、2003年のように全く火災のないような状況もございます。大体平均すると四、五件のボーダーで推移している状況が見てとれるかと思えます。

今、発電所すべてをトータルして見たところなのですけれども、このグラフは発電所ごとに火災発生件数を整理したものでございます。北の泊からずっと書いておりますが、

柏崎刈羽原子力発電所における火災というのは、ほぼ9年間を見ましても、17件ということで突出して多いという状況があります。

ただ、柏崎刈羽原子力発電所は7号機までありまして、非常に規模が大きいということで、こちらの上のほうの図ですが、基数に応じた火災件数ということで、原子力発電所のユニットの数で件数を割って、整理したものです。

2009年現在の基数でちょっと整理したものなのですが、こうして見ますと、柏崎刈羽の発電所では1基当たり、2000年以降2.5件弱ぐらいになります。こう見ると割り込まれて突出していないということですが、やはりそれでも日本全体の原子力発電所の中でも高いほうの部類に区分されるという状況があると思います。

もう一つ、このグラフでございますが、発電所別の発生件数について、中越沖地震前までとそれ以降ということで分けております。左側のグラフが中越沖地震前まで、中越沖地震の変圧器の火災まで入っていますが、やはり柏崎刈羽が多くなっているというのがあります。

一方、中越沖地震以降ですが、2007年7月16日、17日以降を見てみますと、いろいろご報告ありますとおり、やはり柏崎刈羽で9件の火災が発生しており、非常に多くなっている状況がございます。

数で見るとそういう状況なのですが、先ほどご説明しました日本全国の火災事例について、どういうところで起きているのか、あるいはどういう作業でどういう状況で起きているのかを見ると、管理区域での火災は大体4割、管理区域外が6割程度というのが全体的なところでございます。

また、火災の発生状況ですが、溶接作業とか、そうした作業をしていたときの火災が4割程度、それから作業以外、要するに機器の故障とか、そういったもので発生したものが6割程度であり、これが全体的な傾向でございます。

特に作業中の火災というのは頻繁に起こりやすいわけですが、どういう状況かと言いますと、ご覧のように溶接等の作業が6割強、それから溶剤を使った作業が2割ということで、溶接、溶剤二つの作業で大体8割を占めております。これは柏崎の火災の事例を見てもわかりますが、こうした作業でやはり火災が起きやすいという状況があります。ですから、こうした対策を適切に講ずることによって起こさなくてもいい火災をきちんと防げるということだと考えております。

特に溶接関係ですが、溶接だけの作業の火災件数の推移をみますと、特に2006年以降、大きくなる傾向があります。これは耐震補強工事とかが進められている中で、やはり火を使う作業というのが増えておりますので、養生シートを若干焦がすとか、あるいは付近に置いているものを少し焼いてしまうというような火事が全国的に見ても多いものと推定されます。

次に、作業中以外の火災の件ですが、6割を占めているものを見ると、やはり電氣的なものが6割程度、それから熱的なものが25%、4分の1程度含まれております。電氣的なものというのは、やはり短絡とか過電流とか接触不良で発熱してしまったというものも含まれております。柏崎刈羽原子力発電所でも起きました送給装置の火災とか、あと、クーラーの火災とか、まさに電氣的な要因になるかと思えます。それから熱的なものとしては、高温体と接触することによって火事になってしまうようなものも多いと

思います。やはりこの二つも、対策としてきちんとやることによって、起きなくてもいい火災をきちんと防げると考えられます。

電氣的な要因について見てみますと、物が劣化することによって生じているもの、それから設計・製造時、初期の段階で不良があったものというようなもの、こういったものが合わせて6割程度もあります。したがって、きちんと点検をする、あるいは物が納入された初期の段階において、きちんとチェックをするということをやれば、この辺もかなり減少することができるということだと思います。

今のは全体的な原子力発電所における火災の状況なのですが、今示させていただいたように作業中であれば溶接、溶剤作業、それからあと機器の問題であれば劣化ですとか過熱ということがもうほとんどを占めておりますので、ここの対策をきちんとやれば起きなくてもいい火災については相当減少することができると思います。

続きまして二つ目ですが、柏崎刈羽原子力発電所における最近の火災と保安院の対応ということで、9件起きておりますが、そのうち、やはり我々として重大だというふうに考えました4件の火災につきまして、指示文書等を出して対応させていただいているところです。

まず一つ目は、去年の11月22日に起きましたタービン建屋での溶剤の火災です。これはタービンを洗浄している際に、危険物を噴霧して火災になったというものでございますが、それに対して、我々としては発生直後に保安検査官が現場を確認するというのをやっておりますし、それから指示、原因究明と対策の指示もやっております。その後、東電においては、さまざまな対策を講じており、そういう噴霧作業をやめるといふことですか、こういった危険な作業をあらかじめチェックするような体制の構築ということをやっております。そういった状況については、我々としても保安検査できちんと確認をしております。

それから6号機のタービン建屋による火災、溶接の送給装置の火災です。昨年12月に火災が起きましたが、これも我々の保安検査官が火災直後に現場を確認していますし、また原因対策についても指示をしています。また、12月9日、我々保安検査官、それから私も含めて、柏崎消防本部も一緒に入らせていただいて現地の立入検査を実施したところです。特にこの火災の問題になりましたのは、消防への通報が火災発生から1時間遅れてしまったということが大きな問題でしたので、それについて、きちんと通報等ができる体制の構築ということを求めたのが一番大きなところです。また、それについても保安検査において、後日確認をしているという状況です。

続きまして、今年の3月ですが、溶剤を小分けする作業を1号機の原子炉建屋で行っていたときに火災が発生したものです。これも我々として現場確認をすぐやっておりますし、当日、原因究明、再発防止対策の指示を東電に対して行いました。翌日ですが、私も含めまして現場の状況等の確認をするために立入検査を実施したところです。

これでわかったのは、やはり現場の担当者といいますか、作業をしていた方々が危険物に関する知識が非常に少なかったということがあったわけでございますし、そういう危険性のあるものをやはり建物の中で多く使っているという状況もあるということで、それを受けて東電としては、先ほど東京電力から説明がございましたが、教育体制を充実して、教育を7,000人も今やっているとのことで、そういったことを逐次実施し

ていただいている状況でございます。それから一番大きな点は、いわゆる第一石油類とか第二石油類とか比較的引火点が低く、火がつきやすい危険物について、この建物の中から持ち出す、中に置かないということを徹底しております。とにかく使う量は1日の作業で使うだけのものしか持ち込まない。それから余った場合は持ち出して管理をするということを徹底する。それによって火災の危険性をかなり下げることができるという対策だと思います。また、代替するものがあれば、より安全性の高いものにかえていくという、徹底した対策をとってもらおうということになっております。

それから、4月11日の予備品倉庫のモータの火災です。これも我々としては現場を直ちに確認をしまして、原因究明、対策についても指示を行ったところです。これは原子炉施設とは直接関係のない建屋だったのですが、やはり一般の建物であっても原子力発電所で火災になった場合には、住民の皆様方の不安を非常にあおるということがあります。したがって、一般品であってもきちんと対策をしていくということで、同種のものなんかについてきちんと総点検をやるとか、あるいは防火体制を強化するというをお願いしているところです。先ほど東京電力から説明がありましたが、東電では、専門家の配置ですとか防火管理者補佐を充実させるとか一般施設の安全確保の体制を強化するといったようなことをしているところです。

さらに我々としては、4月27日、この状況をどのくらいできているのかというのを、我々と保安院と総務省の消防庁、それから柏崎消防本部三者で合同で調査を実施しております。後でご説明申し上げます。

今、申し上げました現場の調査ですが、4月27日の月曜日に実施いたしました。項目としては、先ほどから出ておりますが、危険物の管理の状況がどうか、空調機火災ですとか類似設備をどういうふうに行っているのか、それから、溶接による火災というのも当然ありますので、そういった火気に対する養生の状況も見ました。それから訓練の状況といったものも確認しております。あと、協力企業の危険物保管状況等について調査を行いました。

簡単にご説明しますが、先ほど中から危険物を持ち出しているというお話を申し上げましたが、持ち出したものをこういったところで今管理をしております。小さい危険物保管庫が林立したような状態になっており、その内部の状況が下にあるような状況です。容器に入った状態で保管をされております。やはり引火点が低いということもありますので、ドアには静電気を除去するためのパッド、あるいはひもがあり、これに触れることによって静電気を除去しており、徹底した安全対策を講じてやっている状況でした。

火気養生等については、まだ本格的な火気作業は行われておらず、一部しかやっておられなかったのですが、こういったところできちんと養生シートをめぐらせた中で火気作業を行っており、徹底した管理をやっているという状況でございます。

それから危険物搬出作業。7号機はもう既に終わってしまっていて、6号機も終わっていると聞いておりましたが、引き続き他の号機についても実施をしているところであり、このように当然内部にあるものですので、汚染があるかないかということをしきりとチェックをしてから搬出するという非常に丁寧な作業を行っておりました。

あと、危険物の管理ですが、先ほど1回持ち出してなくすわけですが、今後作業があると当然必要量を持ち込みます。余った場合に、余った分も今度は持ち出しますので、

その余ったものを、例えばこれは1号機なのですが、1号機の横にこういう倉庫を置いておまして、この中で一時的に保管するようにしております。そうすることによって、ここできちんと管理をし、建物の中には危ないものをなるべく置かないという哲学でやるということですので、非常にこういったことが今後有効になってくるであろうというふうに思われます。

次に、協力企業棟のところ、こういった本体の部分もそうですが、やはりその周辺も含めて今回の教訓、4月11日の火災はやっぱりきちんとやっていかなければいかんというのが教訓だと思いますので、こういった協力企業棟においても徹底した管理をしていくということが必要かと思えます。

これは火災現場を同じようにチェックをさせていただいたときの絵でございます。

教育のところですが、例えばこれは何を示しているかと言いますと、静電気による危険物への着火の危険性を見て感じてもらうということを重視して教育をしております。こういった容器の中に危険物を入れて、電氣的火花をここで発生させて、その着火する様子等を見せてやっているというところでございます。

それから、これは3月5日の火災が起きた保管容器のモデルですが、この中で危険物を小分けなんかすると、中でガスがたまる様子をガス濃度計を用いて、きちんと周りの作業員の方に知らせているというような状況が見られました。

我々が検査をした結果、幾つか気がついた点があるので、当日指摘しています。やはり危険物については、しっかりやっていますが、通常の可燃物についてもちょっと置かれているような状況が散見されましたので、その危険性は危険物に比べれば低いのですが、きちんと対応していく必要があるでしょうということをお願いしました。

それから、危険物の管理の徹底ということで、運び出しはきちんとやっておりますが、今度は持ち込んで実際に作業が始まると、持ち込んだときの運用がちゃんと円滑にできるかどうかというのを実施段階できちんと確認をしてほしいということをお願いしました。

それから、あと危険物の小分けを今度は外でやるわけですが、屋内とかでやらないようにするというのも重要だということです。

先ほど説明しましたが、従業員に対して教育がされてはいますが、今回やったら終わりということでは困る、やはり常に継続をしてやっていくという必要があるということで、一過性のものではなく繰り返して教育をすることが重要だという指摘をしております。

安全防災パトロールという形で防火パトロール等もやられているかと思いますが、実際に見て回る人も防火の視点でちゃんとチェックができるように、こういう方々も、管理職の方もきちんと教育をしていく必要があるでしょうということをお話しました。

それから、協力企業が実際の作業をやるわけですがけれども、東電がきちんとイニシアチブを取って防火に関する指導を行うことが重要ですということを申し上げます。あと全体的に、9件の火災があって、それを含めてさまざまな対策を講じられてきています。ある意味、少しパッチワーク的なところもあるというふうに認識していますので、一度きちんとこういった体制が円滑に動くように、全体を俯瞰して、シンプルにしていけることが重要ではないかということも申し上げます。

最後に四つ目ですが、こういった柏崎の9件の火災、それから全国各地の小さな火災



を含め、起きております。昨年は柏崎も起きましたけれども、女川の原子力発電所でも3件連続して、2カ月の間に3件起きるといふ火災もありました。こういった火災というのは大きな影響はないものであっても、社会的な影響が大きいということをお我々は深く認識をして、原子力発電所全体における火災防止対策を徹底していこうということで今検討を進めております。この前の4月11日の火災の直後の話でございましたので、東電に対しては短期的に行うこととして、先ほどの機器の点検ですとかパトロールということをお願い申し上げましたけれども、それ以外に2番目にありますように、我々のほうの審議会の中でこういった柏崎の教訓とかをきちんと分析した上で、ここにありますような火災リスクがどこにあるのか、どう評価するか、あるいは火災を防止するための責任とか管理体制はどうすべきなのか。あるいは、効果的な教育方法とか実施計画の方法はどういった方法があるのか。それから各社さん、先ほどありましたように、やはり発電所によって火災の件数はかなりばらついています。いい事例とか、良好事例は必ずあるだろうというふうに思っています。そういった事例をきちんと取り込んで、水平展開するというのもやっけていこうではないかということで、今検討を進めているところでございます。

先月4月23日に第1回目のワーキング検討会議をやりました。そのときに幾つか委員の先生方から意見とかが出ております。非常に参考になる意見があったので、簡単にご紹介したいと思うのですが、例えばこういう現場で作業している人がきちんと火災を認識して声を出せるような環境をつくるということが重要ではないかというような意見もありました。現場からの情報発信が重要だということだと思います。それから火災防止の観点から労働災害と同じようにリスクアセスメントをきちんとやるということが重要ではないかという意見もありました。原子力の専門家は原子炉のことしかあまり考えていないので、一般のものについても、同じように考えるべきだというような意見もありました。それから、一般品、今回の空調機もそうなのですが、改造等をやった場合に、きちんとそういったものが安全装置も含めてチェックを行うような体制を構築すべきという意見が出ておりました。

次に、今回のように対策をいろいろ講じますと、実際に作業をする方々まで体制の変化とか、そういったものが到達するまでやはり時間がかかり、今日からこちらもやると言っても、なかなか全体的に到達するまでどうしてもタイムラグがあるということで、過渡期においてはきちんとフォローするようなパトロールとか、そういったものをやるべきではないかという意見もありました。あとこういった水平展開も必要ですけれども、原子力だけの世界ではなくて、他の産業の取り組み例を入れるとか、そういったことをきちんとやるべきだという意見もありました。やはり我々もご指摘申し上げたのですが、可燃物の管理が少し緩いところがあるので、徹底してやっけていく必要があるであろうというふうに考えるべきだという意見が出ました。どうしても可燃物管理などというのはソフトの話なので、昨日と今日、それからまた少し後になると状況がだんだん変わってまいります。ですから、そういったことをきちんと頭に入れて、適宜対策を講じることが必要であるというような意見が出ておりました。こういった意見を踏まえて、我々としても、柏崎刈羽発電所ももちろんそうなのですが、全国の原子力発電所で使えるような対策をきちんと明確にして示していきたいと思っております。

この検討会のスケジュールでございますが、5月にもう1回開催する予定であり、次に3回目を5月下旬から6月ぐらいに、今回、柏崎刈羽発電所の現場の対策等も委員会の中で調査をしながらやっていきたいと思っており、最終的には6月下旬には全体的な取りまとめをするというスケジュールで今動いているところです。

以上、早口で申しわけありませんでしたが、よろしく願いいたします。

新野議長

これはもともと予定していただいた報告をいただいた火災に対する事項なのですが、ここで質疑をいただきますのでお願いいたします。

伊比さん、お願いします。

伊比委員

伊比でございます。大変ありがとうございました。まず保安院さんにちょっと確認したいのですが、今の説明資料の4ページですけれども、2000年から火災発生件数が載っております。これを見ますと大半が東日本に多いんです、件数が、火災の。大体、私が知っている限りの範囲内では、東日本の原子力発電所の機器はBWRでございますが、これは西日本の関係の方はほとんど火災というのがない。この関係は国としてどういうふうに見られるのか。

それともう1点は、これは私のいいほうの見方として、東日本にこういうあれが多いのは地震の影響が非常に大きいのかなというふうに見たほうがいいのか。いや、そうじゃないと、いろいろあるんですよというふうに見た方がいいのか、その辺の見解は専門家の間でいろいろと検討がなされているのかどうか。もしそういうものがなければ、一つ私は要望として、このBWRとPWR、要は原価が安い、高いということで火災が出る確率が、今説明していただいた専門家の方が首を横に振っておられますが、この辺を私は素人ながら考えると、どうもその辺も関係あるのかなということで、今後についてもやはり電力会社は安いほうがいいわけですよ。ということを見ると、一般市民として安全を確保するのはやはりどうなのかなと。制御棒との関係もございまして、値段が高くて安全性を十分に確保した、私の見解ではPWRというふうには理解しているのですが、その辺はいかがなものでしょうか。

白石火災対策室長（原子力安全・保安院）

今のご質問のPWRとBWRで何か違いがあるかということなのですが、私もいろいろな火災事例を見ていますけれども、その原因がPWR、BWRの特徴に起因したもので起きているというものではないです。やはり先ほどご説明申し上げたように、溶接だとか溶断とか、あと配線の短絡とか、そういったもので起きておりますので、直接的には私は関係はないと思っております。

伊比委員

そういうことを言うだろうと思ったのですが、間接的にやはりパーツの関係で私はどうなのかなというふうに心配しているのです。要するに、原価が高くなれば当然、その辺、しっかりした部品と言いますか、パーツというものを使っているかと思うのです。安く上げるがために、BWRの方がそういったところの原因で故障が起きて、今みたいな清浄剤ですか。そういうものを使って火災が起きる要因になるのではないかなというふうに私は思っているのですが、それはどうなのでしょう。

加藤審議官（原子力安全・保安院）

これまで起きた火災の事例などから見る限りでは、今、白石からも言いましたが、BWRかPWRかに直接起因していると思われるようなところはありません。それからコストのことですが、むしろ、通常の作業管理がどうか、初期投資よりも保守活動、協力企業さんの現場での作業の管理を電力会社がどうしているかといったところによるところが多いのではないかと思います。そういうことで、今全体的に検討中ですが、むしろ火災の発生件数が少ないところ、起きていない発電所は、どういうことをしているのかということをよく見て、また、そういう中で、もしBWRかPWRかによっているところがあれば、それもきちんと抽出して今後の対策を検討していきたいと思っております。

新野議長

高橋所長はどうされますか。

高橋所長（東京電力）

まず、火災が発電所の高いか安いかというご指摘ですので、発電所の設備から出た火災というものはないんです。いわゆる我々の設備から出たものとしては、避雷鉄塔に雷が落ちたための火災であるとか、この間の予備品倉庫の火災のようなものでして、それを除くとほとんどは工事の問題でありますので、今、加藤審議官からご指摘がありましたように、我々の工事の管理の問題だろうと思っております。我々は西のほうが少ないというご指摘もありましたので、そうしたプラクティスを謙虚に学んで展開したいというふうに思っています。4ページの図を見ていただきますと、確かに柏崎が多くて、実は私、福島第二原子力発電所から来まされたのですが、なかなかこれがどういうプラクティスがこういうふうに違うのだというのがなかなかわかりにくくて、難しい問題なのですが、少しでも謙虚に学んで、西の方が少ないというこういうデータもありますので、他電力さんのそういうやり方なども謙虚に勉強していきたいと、こう思っております。

新野議長

直接的な地震の影響はなくても、復旧とかの作業量が増えているという間接的な地震の影響というのにはあるにはあるわけですよ。

白石火災対策室長（原子力安全・保安院）

今のお話ですが、柏崎刈羽に関して言いますと、やはり一昨年4月以降、どうしても工事が増えているということで、溶接に起因するものとか、先ほどの溶剤を使った作業というものも当然関連してきますので、そういう意味では、間接的な影響があるというふうに考えていいと思います。

新野議長

地震が云々よりは、その作業のボリュームがどうしてもほかとは圧倒的に違うので、平均して頻度的になるとどうなるのかわかりませんが、ある程度やむを得ないので注意していただくということなのだろうと思っております。

中沢さん、お願いします。

中沢委員

中沢と申します。今回のこの火災の発生の原因ということで私はちょっと考えてみ

たのですが、やはり作業をする現場の作業者の危険物に対する認識が不十分だったのではないかなというふうに思うのです。そういった意味でいろいろ対策としては、教育を徹底するというようなことで立てられていると思うのですが、現場に例えば有機溶剤というようなものを使う場合、あるいは法律にのっとった責任者というか、主任者というか、そういう方を置かなければいけないというようなことが言われていると思うのですが、こういった現場、過去の現場で、例えば石油類や溶剤などの場合は危険物取扱主任者の第4類ですか。こういった資格を持った方がいなければいけないというようなことになっていると思うのですが、こういった点については、ちゃんとその責任者は現場におられたのでしょうか、どうでしょうか。そこら辺をちょっとお聞きしたいと思うのですが。

白石火災対策室長（原子力安全・保安院）

お答えしたいと思います。私どもの今回の火災の事例のような少量の危険物の扱い作業においては、法律的にはそうした主任者の選任は求められてないと思いますが、発電所の中におきましては55施設の危険物使用施設においては、きちんとした法律に基づく責任者を置いております。

そういった意味で、非常に量の少ない中ですが、やはり危険物の取り扱いは非常に我々が今回学んだところによりますと、非常に危険性がある、静電気の対策ですとか、噴霧ですとか、そういう点はやはりしっかりとした知識ですとか、経験に裏打ちされたような取り扱いをしないと大きな問題になるということで、しっかり教育については今後も継続的に取り組んでまいりたいというふうに思っています。

新野議長

ほかにございますか。では三宮さんと牧さんと。

三宮委員

消防のほうにお聞きしたいのですけれども、消火活動をしたことがないという、現場に行って鎮火していたということなののでしょうか。その見た中で、レベルというものはあるのでしょうか、火災の。鎮火した後を見てこれは非常にレベルAだと、これはレベルはずっと低くてCぐらいだとか、そういうものはあるのでしょうか。

萩野予防課長（柏崎市消防本部）

レベルという言い方ではなくて、私どもは火事の定義を全焼火災、半焼火災、部分焼火災、ぼや火災というふうに分類しております。東京電力でありました火災ですけれども、部分焼あるいはぼや火災でもっておさまっております。

牧委員

予備品倉庫の火災の件なのですが、東電さんにちょっとお聞きしたいのですけれども、今までの説明を聞いていると、ヒータの上に切れたベルトが乗ったから火事になったというような、煙が出たという話なのですけれども、そのヒータの温度は95度とかという話を先ほどしていましたが、ヒータの上に乗ったのではなくて切れる前にベルトは必ずスリップするわけですよ。ですからその摩擦熱で火が出た、煙が出たのではないかなというふうに私は思うのですけれども、どうでしょうか。

高津防災安全部長（東京電力）

お答えしたいと思います。今回の切れる前に一部剥離片等も生じて、それが直接加

熱されたヒータ上にあったがゆえに、そこでの加熱によってパネルと、ゴム製なのですが、それらのものが劣化して着火しやすくなった状況が生じていたというふうにも想定しております。そして、通常は風のある場合にはヒータ温度は大体90度ぐらいにおさまるわけですが、最終的に劣化が進んでファンベルトが切れた状態になりますと冷却する空気がなくなりますので、その際には保護用の温度スイッチというものがありまして、それが働く手前までは300度以下ぐらいの温度まで上昇し得るというふうに想定しています。

今、ご指摘のありましたファンベルトの摩擦熱ということも我々は想定いたしましたが、そうした一部剥離することによって逆にモータの動力が伝わりにくくなりまして、そういう意味では摩擦が減少する方向になりますので、発熱側といえますか、熱の発生側には楽になるほうになるのではないかと想定しています。またいろいろな今回のメーカーさんのご意見も聞いて、過去においてはファンベルトの直接的な摩擦熱によってファンベルトが発火した事例もないというようなことも伺っております。

牧委員

私もこういうような経験は今まであるのですが、油がなくてもゴムがスリップで温度が上がるわけですよ、ゴムベルトあるいはタイミングベルトみたいな歯のあるやつかどうかわかりませんが。それともう一つはヒータなのですが、ファンが回らなかつたらヒータなんかあったってしょうがないわけなので、ファンが回らないのだったらヒータが切れるようなシステムに変えたほうがより安全なのではないかと思えますけれど。

高津防災安全部長（東京電力）

ご指摘のとおり、今回の防火予防として追加したシステムの中で設計的には結果としてうまくなかったということで、そうしたモータがとまったとき、モータ自身は回転し続けてファンの方の動力がいかなくなった状態になったわけですが、温度が一たん上がったら状況を確認して再起動するような仕組みであるとか、そういう回路にすべきであったというふうに思っています。今後はこうした直接的な加熱するようなヒータ熱源を使わないような空調機に変えていきたいというふうに考えております。

新野議長

ありがとうございます、ほかにございますか。宮島さん。

宮島委員

やはり今の報告にもありましたように、東電では9回の火災事故が起きたと。東京電力で原子力発電所においては火の気を使わないから、火災のことはちょっとおろそかになっているのではないかなと思って、基本的な考え方が。前にほかにもちょっと意見を述べたことがあるのですが、やはり火災に対する会社の考え方、対応の仕方がちょっと普通の企業に比べては甘いのではないかと思います。

例えば、この前の12月に起きた火災事故と3月に起きた火災事故。同じ溶剤における事故です。しかし発火のもととは違っても、溶剤をあのよう狭いところで使えば、かならず揮発性のガスが出ると。それが点火にかかわることは誰が見てもわかることなのです。したがって、11月の時点でその火災が起きるということをもっと早く予知することが可能だったと思うのです。それに対する対応を全く行っていなかったから3月に

同じような事故が起きているわけです。それから3月の静電気による発火だと言いました。しかし、静電気が起きる可能性があったのではないかとということが考えられるような気がするのです。

先ほどのスライドにありましたけれども、静電気が起きた、火がついたという実験が既に行えるような社内環境になっているのです。逆に考えれば、あの社屋の中に静電気はいつでもどこでも発生する要素があるということです。その辺の対策ができないから、やはり同類の事故が起きているのではないかなと思います。今までいろんな火災を見ても、火は出なかったけれども、間違えば大きな火災につながったような事故もあったと記憶しております。したがって、東電も一般の企業と同じく、火災に対してもう少し細かいところまで気を遣った保安体制を整えていただきたいと思います。

以上です。

新野議長

ありがとうございます。では要望も含めてということで意見として。

ほかに。浅賀さん。

浅賀委員

今の宮島さんの発言に同じような気持ちを持っているわけですがけれども、市の消防で消火活動はないし、ぼや程度だったし、あとを見れば小さかったとはいえ、9件も続いているということと、それに対しての、大企業でこういうことが起きるかなというような気持ちの問題も非常に大きいと思うのです。常々、安全・安心というような言葉が何回か繰り返されている中、住民はそういうことで、ささいなことではあるけれども、次に起動試験のことがありますけれど、またそういう本当に小さいことであるけれども重ねられると住民の不安というものはとても払拭されませんし、信頼にはなかなか変わっていけないと思っております。

私は何度かこの会でもそういう発言もさせていただいたと思いますが、19年7月16日には京都におりまして、そのちょっと前に京都御所を見ることが、当地の方の親切で行くなり見せていただくことができました。そこでかけ声が聞こえたので「あれっ」と言ったら、案内の方が、私は学生か何かがスポーツのことでかけ声をしているのかと思ったら消防隊だということで、文化財の消防は木1本、枝1本、燃すことはできないわけです、京都御所ですから。そういうところを全く違う観点ですがけれども、そういう気合の入った消防隊等の、このどこかにもありましたけれどもそういうところを参考にすることが早い段階であれば9件も続くことはなかっただろうという思いが強いのです。

それと3月5日のこの写真を見て思ったことは、私は3期も務めさせていただいてちょっと困っているような状況なのですが、以前に視察で建屋に入らせていただいたときは、配線が露骨に束ねられて見えたのです。この写真ですとちゃんとカバーがされて、それが年々きちんと建屋の中がきれいになっていくことが見られてよかったと思うのですがけれども、もし幾ら小さかった火災だって、その場で消火できたとはいえ、この教育体験学習のような炎が上がれば、配線を伝ってどこへどういう形で広がるかはわからないし、そういうことを考えますと、やはり危機管理というものがもう少しあっていいのではないかという思いが強いです。

新野議長

感想を含めて意見としていただきました。

天野さん。

天野委員

火災の問題が出ておりますが、溶接作業中に火災が大変起きているということでありますが、作業者の問題ではないかなと、モラルの問題ではないかなと私は思っております。というのは、私も溶接の作業をやったことはありますが、溶接の作業をする場合にはやはり火花になったりして飛び散るわけでありますから、現場の中でそういったものが、危険なものがないかどうかというのをまず確認をした中で作業をやる。ましてや狭い中でやる場合には、そういったことは十分配慮された中でやるべきではないかなと。そして、燃えるものがないか、あるいは引火するものがないかというものを確認した上で作業するということだと私は思っております。やっぱり作業する人たちの不注意がそういったことを招いているのではないかなというふうに、この話を聞いている中で特に思っております。

先ほども委員の中から、ベルトが切れて火災が起きたということでご指摘がありましたけれども、これは先ほどもおっしゃっていましたが、ベルトがスリップするということになる摩擦熱が非常に出てくるわけであります。それによってベルトが燃え上がると、熱を持って燃え上がるということ、私もバスの関係でありますけれども、そういった事例を見ておりますけれども、ウォーターポンプとかそういったものがベルトが緩むことによって摩擦熱を持ってきて燃え上がるということを経験しておりますけれども、そういったことによってベルトが切れて、加熱をして燃え上がるというような現象が起きてくるわけでありますので、そういった点を、先ほどは違うような話がありましたけれども、そういうことではなくて、摩擦をすることによってベルトが伸びて、摩擦をすることによって摩擦熱を発生して燃え上がるということをお願いしたいというふうに思っております。

溶接作業で起きたものについては、やはり作業員の問題ではないか。誰が監視する云々ということではなくて、まず作業をやる人たちが十分そういったものを注意した中で作業するべきではないかなというふうに思っております。

新野議長

ちょっと時間が押してきましたので、この程度でよろしいですか。この程度でよろしいですかと言いながら、萩野さんがせっかく、普通おいでにならないのにわざわざおいでいただいたので、単純な質問なのですが、鎮火している状況でも何台も連なって消防車はいきますよね。全く無知なものでいつも疑問に思うのが、多分規則か何かにあるのではないかと思うのですが、工場と一般住宅とか、いろいろそういうものは何かルールがあるのでしょうか。

萩野予防課長（柏崎市消防本部）

警防規程というもので、火災の種別によって、あるいは地区によって出場体制というのがあらかじめ決めてあります。東京電力での火災の場合は、中層建築物火災というそういう火災出場の分類になっております。この東京電力の構内の火災については、あらゆる事象に一応現有の勢力が決まっているので、すべてというわけにはいかない

のですけれども、ある程度のところまでは第一出場で網羅しようと、対応しようということで、車両が多く出場しております。通常ですと大体10台、人員にして30人前後が出場するような体制を組んであります。

新野議長

そういうことだそうです。鎮火していてもそういうルールがあって、万全を期して当たってくださるのだそうです。ありがとうございます。

萩野予防課長（柏崎市消防本部）

すみません、補足させてください。その鎮火しているということなのですが、通報内容については情報が不十分であります。ですので、はっきり鎮火しているということが確認できるまでは、火災が発生しているという、そういう想定で私どもは活動しております。

以上です。

新野議長

そうですよね。鎮火を確認するのは消防の重要なお仕事の一つだということですね。ありがとうございました。

では次へ移らせていただくのですが、休憩はどうしましょうか。それぞれが順次取るということでもよろしいですか。それとも2、3分まとめて取りますか。続けてもよろしいでしょうか。

では続けますので、各自用足しには離席していただくということでもよろしいでしょうか。

（はい）

新野議長

では次の起動試験に関する説明、対応について新潟県、お願いいたします。

山田原子力安全対策課長（新潟県）

県庁原子力安全対策課です。9日土曜日から起動試験が開始されました。これを受けてまして県としての取り組みをご報告させていただきます。

まず、起動試験が始まりましたので、これはもう1年10カ月とまっていたものを動かすわけですから、初めにスケジュールありきというわけではなく、手順一つ一つの工程を厳格に慎重に1個ずつステップしていただけるように東京電力にその都度、まず毎日きちんと状況を報告していただくこと。あるいは次はタービンを動かすとか、次は出力を上げるとか、そういう節目節目についてもきちんと情報をいただくこと。そして不適合が生じた場合は、それをまたきちんと情報をいただきながらかつそれを県民の皆様にはわかりやすい、専門な特殊な用語ではなく、わかりやすい形でお伝えいただくようにというふうをお願いして、現在そういうふうに取り組んでおるところです。

それともう1点、万一と申しますか、本当に万万が一ということに備えまして、県の放射線監視センターの体制を強化いたしました。従来11局の監視ポストがあったのですけれども、移動可能なポストを二つ設置して、これも24時間監視しております。それから監視のパトロール車と言いましょか、観測車があるのですけれども、それを節目節目に動かして観測を続けて目に見えない放射線を見張っております。こういったようなものも常時24時間監視しながら、節目節目に皆様に情報を提供させていただいて



いるところです。

それから、このたび発生いたしました7号機の原子炉冷却隔離時ポンプの件について、昨日技術委員会の委員の先生方3人と現地の確認に行っていました。その時点ではまだ原因が完全に究明できたわけではないということだったのですけれども、技術委員会の委員の方の見解として、この案件について起動試験の途中であるということは十分に踏まえながらも、それを軽視するわけではないのですけれども、きちんと原因を究明することというふうにご指導いただきました。今日はその原因が2時に報告されたと伺っておりますので、これをまた技術委員の先生に戻しまして見解を求めているところです。

以上、よろしく申し上げます。

新野議長

では東京電力さん、お願いいたします。

高橋所長（東京電力）

これから7号機のプラント全体の起動試験などについてご説明させていただきますが、これまで地域の会の皆様方には貴重なご意見、ご指導をいただくなど、大変お世話になってきました。どうもありがとうございました。7号機の起動試験、さらには残る号機の点検評価、耐震強化工事などにつきましては、安全最優先で一つ一つ慎重に着実に進めてまいります。特に先ほど話のありました火災につきましては、細心の注意を払い、再発防止対策を徹底して取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは技術総括部長の磯貝より説明させていただきます。

磯貝技術総括部長（東京電力）

発電所の磯貝でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それではお手元の資料でございますが、71回地域の会ご説明資料ということで、パワーポイントの資料があるかと思えます。こちらのほうで説明のほうをさせていただきたいと思えます。

まず最初にプラント全体の機能試験、それから評価の位置づけでございます。これまで原子炉を起動させない状態で設備の点検、それから地震応答解析等をやりまして、「止める」「冷やす」「閉じ込める」機能について確認をさせていただきました。7号機につきましてはこういった点検・評価が終わったということで、プラント全体の機能試験・評価を行っていくということで、全体で申し上げますと、まず蒸気を発生させながら設備を点検してあげる。それからその系統全体の確認をしてあげるといったような点検による健全性の確認を行います。さらにそういった点検を進めながらプラント全体、実際にタービンを回して発電機で電気を起こして、プラント全体の性能を確認していくといったような形でプラント全体の機能試験のほうを進めてまいります。

非常に小さな字でまことに申しわけございませんが、こちらがプラント全体の機能試験を行う各ステップを示してございます。上の方がプラントの起動曲線ということで書いてございます。非常に見づらい絵になってございますが、青い線がタービンで蒸気を使用しました後に、その蒸気を水に戻すための復水器の真空の度合いをあらわすカーブになっています。

それからこちらのオレンジ色の線が制御棒を引き抜いた後、原子炉の圧力がだんだん上がってきますので、その圧力の状況を示した図になります。それから緑色の部分がタービンの回転数。最後にこちらの絵が発電機の出力の状況を示すものでございます。

それで、プラント全体の機能試験につきましては、制御棒を引き抜く前に復水器の真空度の上昇がどれくらいできているかどうかを確認する。それからCRを引き抜くということで、プラントの各機器の状況、パラメータを慎重に確認いたしまして、すべてが問題ないということが確認できた次のステップとして、制御棒を実際に引き抜いて原子炉の圧力を上昇させていくというような作業が入ってきます。圧力を上げていく過程では、通常7メガパスカルで点検をするのですが、今回は慎重にその手前の3.5メガパスカルという圧力の状態でも原子炉格納容器の中に入りまして点検を行うというようなことを行ってまいります。

現在の進捗状況でございますが、こちらの と書いたところがございます。復水器の真空上昇が終わって制御棒を引き抜いて圧力を3.5メガまで上昇させた状態でプラントのパラメータの確認、それから格納容器の中の配管とかバルブの状況を確認するといったような作業を実施してございます。

具体的な作業の内容につきましては、次のページのほうで説明をさせていただきます。復水器真空上昇の話でございますが、通常ですと原子炉から出てきた蒸気をタービンのほうに導きまして、こちらでタービンを回した後に蒸気を海水で冷やしてあげます。そのときにこの復水器の中が真空になるわけですけれども、このときの復水器の真空の度合いを調べてあげるといふ試験、インリーク試験、インリーク検査と言いますけれど、そういったものを行います。それから先ほど言いましたように、原子炉格納容器内の設備等につきまして、状況を確認してあげて問題のないということを確認してございます。

その後、制御棒を引き抜きまして、原子炉の圧力を徐々に上げていくということで、3.5メガパスカルに到達した時点で、一たん、全部の制御棒を挿入してあげまして、格納容器の中に人が入って設備の状況を確認してございます。冒頭申しましたようにプラントの確認試験ということで、パラメータを採取することはもとより、この格納容器の中に入りまして、弁とか配管の状況を確認するというようなことを行ってございます。

こうした点検につきましては、実は先ほど言いましたように原子炉圧力容器が7メガパスカルになったときも同じような確認作業を今後行ってまいります。今回の3.5メガパスカルの点検につきましては、5月10日に完了していきまして、異常のないことを確認してございます。

こちらが実際の格納容器の中の点検ということで、例えば原子炉で発生しました蒸気をタービンに導く主蒸気配管、こちらに主蒸気逃し安全弁という弁がございますが、そうした弁や主蒸気隔離弁といったものを点検する。それからあとは圧力容器の下の部分にインターナルポンプ、それから制御棒駆動機構といったような設備がありますので、こうした設備の取り付け部分からの漏えいがないかどうかといったようなことを確認してございます。

それからあとこちらですけれども、原子炉隔離時冷却系設備の点検ということで、これは次工程と書いてございます。こちらにつきましては事前の確認をするということで

5月9日に原子炉圧力が0.98メガパスカルのときに実際に作動させました。この際、停止する際に、停止機構の動作不良があったということでこちらはうまく動かなかったのですが、この際にリンク機構の動きが硬くなっていたのだらうということで、グリス等を注入しましてその後動かしてみたところ、良好に動いたということで、次のステップということで原子炉圧力が7メガになったときに再度この機能試験を実施してございます。その際、5月11日、原子炉圧力が7.07メガパスカルに到達した段階で、機能試験はしてございましたが、明け方のほう、一応機能試験ということでポンプの注入機能については健全性が確認取れたということで停止操作に入りました。6時35分から停止操作に入ったのですけれども、タービンをとめることができないということが発生してございます。

こちらにつきましては、お手元の資料のほう、プレス文の資料が配付されているかと思えます。ちょっとそちらのほうをご覧になっていただければと思います。当社側からの定例会資料の23ページに資料が入ってございますが、こちらはちょっと図面のほうが一部になっていない部分があったので、お手元には別途同じ資料が配られているかと思えます。ちょっとこちらの別途配付されている資料をご覧になっていただければと思います。

今回、この7号機の原子炉隔離時冷却系の不適合につきましては、プレス文のほうになりますけれども、5月11日午前6時43分に原子炉隔離時冷却系の起動試験を実施していたところ、圧力抑制室の水位が通常範囲を超えたために、保安規定で定める要求事項に従いまして水位低下作業を行いまして、6時51分に水位が通常範囲内におさまったということでございます。その際、注水機能が確保されていることを確認できたということで、通常の操作で原子炉隔離時冷却機能を停止するというで停止操作をしたところ、停止ができないということがわかりましたので、現場のほうで停止作業を行ってポンプを止めたということでございます。

こうした状況でございましたので、原子炉隔離時冷却系が6時53分、運転上の制限を待機除外にしたということで6時53分に運転上の制御を逸脱したということで、保安規定上の決まりに基づきまして、そうした手続きを取らせていただいたということでございます。

少し系統をこちらの絵と合わせて説明をさせていただきますと、後ろのほうに別紙2という、全体系統図があるかと思えます。この原子炉隔離時冷却系につきましては、原子炉で発生した蒸気を蒸気入口弁、蒸気止め弁、加減弁といったバルブを介しまして原子炉隔離時冷却系タービンの方に導きまして、タービンを回すことによってポンプを駆動してあげると、こういったシステムになってございます。通常止める場合は蒸気加減弁というものをだんだん締めていくことによってタービンの回転数を落としてあげて、最後に丸のついている主蒸気止め弁というバルブを締めてあげることでタービンを停止させてあげると、そういった操作を行います。

1枚前のページに戻っていただきたいのですが、別紙1というのがあるかと思えます。こちらは最後にタービンを止める際に使います主蒸気止め弁の状態説明図になってございまして、左側のほうが正常な状態ということで、これは正常な状態ですと全開の状態になっていますが、実は緊急に締められるように、このバルブ自体は常にばねで下

の方に押し付ける力が加えられています。その全開状態で使うために、このばねで押し付ける力はここにラッチと書かれた部分がありますけれども、このラッチの留め金の部分ではばね力を抑えてあげているのが通常の状態になってございます。この際、弁体と弁箱と書いた部分、少しすき間が空いているかと思えます。こうした状態が通常な状態になってございますが、今回の状況はいろいろ現場の状況確認をしたところ、少しこの弁体と弁箱のところが接触をしていた状況にあっていただろうと。その結果、このラッチと書かれた部分が非常に大きな力が加わって、留め金を外そうとしたときに大きな力が必要になる状況になっていたということが実際に現場のほうでこの留め金を外したりする作業、ばねばかりで図りながら力を測定しながら現場のほうの調査をしてまいりました。

プレス文の本文のほうに戻っていただきたいのですが、原子力隔離時冷却系の不適合につきましては、今ほど申しましたようにこの留め金の部分が非常に大きな力が必要な状況になっていたということで、この弁体が弁箱のほうに押し付けられた状態に調整がされていたということで今回の不具合に至ったであろうというふうに原因を推定してございます。今回、そうしたことで弁体の位置を少し調整してあげまして、再度試運転をして良好に動いて、最後にタービンを止めることができるという状況を確認してございます。

それからあと圧力抑制室の水位が上がってしまったということにつきましては、こちらはタービンをずっと回しておりますと、ちょっとこちらの絵で戻させていただきますが、タービンで使った蒸気が実は圧力抑制室のほうに蒸気が入って、この中に実際に圧力抑制室の中に水が入っています。この水の中で蒸気を凝縮させてあげますので、だんだん抑制室内の水の水位が上昇してきます。そうした意味で、水位の上昇については一応、この試運転をやるときには注意しながら見ているわけなのですけれども、その上昇傾向の確認の仕方が少し注意が弱かったようなところもございまして、上昇傾向であったところと、あとはこのポンプ自身が圧力抑制室の水をぐるぐる回しながら運転するわけですが、このポンプの水が戻るということで、水面が波打ってしまうということで、通常のある程度の水面に上下動が入るということで、警報値をたたいてしまったのだろうというふうに考えてございます。

そして、水位が上昇しつつある中で、全部で水系は四つあるのですが、一つの水系が高いということで警報をたたいてしまったので、運転員の方は水抜き操作の準備を進めていたところなのですが、もう少し傾向を慎重に見ていけばよかったのですが、そこが甘かったところもありまして、2個目の水系のほうも高警報を出してしまったということで、保安規定上の要求事項に合わないということで保安規定の運転上の制限を逸脱したというふうな判断を実施してございます。

こうしたことに関しましては、今回、水の上昇傾向をきちっと確認をしながら、慎重に確認しながら行っていくというようなこと。それから速やかに水が抜けるように、今回の試験のときもあらかじめサプレッションプールの水の水位は下げておいたのですが、この水位の下げてある状況から増加をするというところの傾向をきちっと早目に見ておくと。それから水をすぐに抜けるような体制を整えるといったようなことを対策として行ってまいりたいというふうに考えてございます。

それから、プラント全体の試験の方に戻らせていただきますが、こちらは次の工程ということで、現在、原子炉圧力容器7メガパスカルの状況になってございますが、この段階でまた再度制御棒を全挿入いたしまして、原子炉格納容器の中に人が入りまして、バルブとかフランジ等の部位からの水の漏えいのないこと。それから配管が熱膨張して変形していないかどうかといったようなことを確認してまいります。それでこの配管の熱膨張につきましては、先ほど言いましたように実際に蒸気が配管の中に通気されていきますので、水蒸気の配管の干渉があるかどうか。それから耐震強化工事につけたメカニカルスナッパの動作の状況、熱膨張に追従してきちっとメカニカルスナッパが動いてきているかどうかといったようなことを確認してまいります。

それから、実際、配管は蒸気を通すことによって、何しろ水を流すことによって振動いたしますので、例えば水蒸気のラインにつきましては、振動をはかるための計測器をつけまして、実際、蒸気を流したときに配管がどれくらい振動するか。また簡単なポータブルな振動計を持っていきまして配管の振動の状況を確認するといったような、そういった点検を実施してまいります。

次に、実際にタービンのほうを回してあげて、タービンの振動とか性能を調べていくというようなことも次のステップとしては実施してまいります。7号機につきましては、タービンの羽に損傷があったということで取り替えを実施してございますので、実際タービンを起動した後に振動を測定しまして、必要に応じて、振動が大きければ原子炉を停止してタービンのバランスを調整してあげるといったような作業をやっていくことを計画してございます。

それから、次に各号機の健全性確認の進捗状況についてでございます。こちらは各号機の基本点検の状況を示した図になってございまして、現状7号機は今現在、プラント全体の試験を行っておりますが、進捗状況で申しますと6号機、それから1号機、3号機といった順で順次点検のほうを進めてございます。2、4号機につきましても重要な設備の点検は終わってございますが、その他の機器につきまして準備が整い次第点検を行っていくということで考えてございます。

それから6号機の系統レベルの確認の状況でございます。6号機につきましては、設備の健全性のうち、基本点検それから地震応答解析によります設備の健全性の確認が終わったということで、系統レベルの健全性確認を進めてございます。現在、6号機につきましては26項目ある系統試験のうち20項目について終了してございます。この黄色の部分がこれから実施する試験ということで、現在6号機につきましてはタービンの復旧、それから原子炉格納容器の漏えい試験を行うということで、原子炉格納容器の復旧作業等を行ってございまして、こうした点検作業が終了次第、系統の機能試験のほう、残りの試験を実施してまいります。

説明のほうは以上でございます。

新野議長

ありがとうございました。ちょうど任期が変わりまして新しい委員さんがいるところでもありますので、用語について、運転のパラメータとかフランジとかスナッパでしたか。そういうものはできれば日本語で括弧してでも補足していただくと非常にわかりやすかったのだらうと思うので、次にはぜひ解説をよろしく願いいたします。

加藤審議官（原子力安全・保安院）

次に、原子力安全・保安院から説明させていただきます。原子力安全・保安院の審議官をしております加藤でございます。

この会、本日で7年目の活動に入られたということでございます。私は、たまたま地震発生直前に現在の職に着任しまして、地震発生以来、毎回出席させていただいております。この会でいろいろさせていただき意見交換、あるいは、いただくご意見、お叱り、これが実は私どもの組織にとって非常に重要な糧になっております。この7年目、この第4期の活動もぜひビシビシとやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

さて、7号機についてですが、非常に大きな揺れを受けたわけで大丈夫かということ。これまで設備一つ一つについて、それからそれを組み合わせたシステムが安全のための機能、原子炉をとめるとか、そういうものをちゃんと果たせるか。原子炉をとめた状態で行える限りのことはすべて行った上で動かして大丈夫だという判断を我々は2月に出していたわけでございます。その後、自治体のほうでのご検討も済みまして、先週土曜日から実際原子炉を動かした。今度はプラント全体の機能試験と言っておりますが、これは実際に原子炉を動かしてみて、大丈夫かどうかさらに確認を続ける、まだその段階であります。

1枚めくっていただきますと、プラント全体の機能試験に対する評価の視点という紙がございます。最初としていたものに一部おかしいところがございます、追加で1枚、このページをお配りしております。それで、設備一つ一つの点検とか、あるいはシステムとして働くかということなのですが、原子炉で蒸気ができる状態になって初めて確認が行えるものがあります。例えば、原子炉でできた状態でタービンを回してポンプを回すとか、そういうことはこの段階で初めて実施できます。そうしたこともこの全体の性能試験の中の実施すべき段階できちんと実施しているかどうかというようなことですか。あと実際に原子炉を動かして、さらにこの後、電気を起こすとかという段階になっていくわけですが、原子力発電所の動き方を示すいろいろな数字があります。プラントのパラメータとか、そういうものですが、そうしたものがきちんと正常な状態か、特に地震の前と大きな変化がないかどうかといったようなことを非常に念入りに見ていくことがあります。

それから共通事項ですけれども、不適合事象の発生及び対応状況とかが、ここのポツに書いてあります。不適合という言葉もよく当たり前のように出てくるのですが、平たく言えば、本来あるべき状態と離れた状態、動くべき装置が動かないとか、そういったことだと考えていただければいいと思います。あるいはある役割を持った人がその役割を果たしていないというのも不適合として見るわけですが、そうしたときにきちんと対応しているかどうか、そうしたことも見ているわけでございます。

それで、次の2ページであります。上のほうにありますのは、先ほど東京電力の絵でもありました、今試験が始まったわけですけれども、最終的には出力を100%までもっていろいろな確認するわけです。全体で非常に大まかに見て約1カ月半かかる作業です。これは横軸が時間ですが、例えば1センチがどれだけの時間をあらわしているかというのは、こちら辺と最後のほうでは非常に違ってまいりますのでそれを前提で見

ていただきたいと思いますが、まだ今はタービンを回したりはしておりません。原子炉をまず動かし始めて、通常の運転圧力の半分ぐらいまで持って行って、その状態で異常がないか、原子炉の非常に近くまで行ってチェックするというものを行って、さらに今は原子炉の通常の運転圧力のちょっと上まで今もっていている状態です。

保安院では、今回、このプラント全体の機能試験がきちんと行われているか。それから、その結果問題ないかということを見るために、普通であればこの今井所長をはじめとした現地の保安検査官で見られるわけですが、この7号機以外のほかの号機でもいろいろな点検作業とか行われております。そういったこともありますし、またこれまで我々は非常に綿密に検討して動かしても大丈夫だという判断をしたわけですが、本当にあれだけ揺られた発電所を動かして大丈夫だろうかという素朴な疑問もありませんかというふうに思います。

また、実際起こりましたけれども、やってみるとトラブルが起きます。そういったときに保安院として速やかに現場の状況とかを見られるようにということで、今回は非常に異例ですけれども、中央操作室に24時間必ず検査官が1人いるようにしています。そのために、東京や全国のほかの保安検査官事務所から応援の保安検査官を出してやっておるわけです。

土曜日から原子炉を動かし始めたわけですが、まず原子炉を動かす前にやるべきことがきちんと終わっているかという点検も行っております。記録を確認したり、あとは東京電力の中でそういった判断をする会議をやっています。それを我々も傍聴しまして、まじめに議論しているか、きちんとつづすべき問題点をつづしているかということを確認しました。それから、事業者が点検するのに当然立ち会います。それから、この日曜日の午後に行いましたが、半分の圧力3.5メガパスカル、大まかに言って35気圧ですが、それに達した後、原子炉の近くまで行って異常がないかどうか、温度が上がると配管が熱膨張したりするわけですが、今回、耐震補強工事で配管の支えなどをいっぱい増やしており、それらに変にぶつかったりしていないかというようなことを我々検査官も現場に入って確認しています。

それから、今回、土曜日に原子炉を起動する際には東京電力からは社長も来ていました。私も中央操作室で立ち会いましたけれども、そのとき東京電力の社長以下に申し上げたのは、今は定期検査の状態になっておりまして、最後、全体に問題なくいけば、定期検査がちゃんと終わったという書類を国が出すわけですが、1日もそれを早くもらおうなどと思わないでくれ、問題点をきちっと一つ一つ愚直に確認するように、そしておかしいと思うところがあればちゃんと声に出せということを申し上げたわけです。そういった意味では、原子炉隔離時冷却系のトラブルについての対応も、これまで見るところでは、我々の思いを踏まえてやってくれているかなと感じております。

次のページです。これが実際に日曜日に原子炉の近くまでいろいろな確認した状況です。この際には特にいろいろこれまで住民説明会などさせていただいておりますが、そのときにいろいろ問題として指摘された点でありますとか、地震でどれだけの力がかかったかという評価をやってみたところ、非常に大きな力がかかったということになってきたところですか、私どもも専門家の意見、いろいろ伺いながら検討しておりますが、そうした専門家からご指摘のあった点など、特に注意して我々自身の目で見たり触ったりしているわけですので、それでこれに加えて、当然、東京電力、またメ

メーカー、協力企業の皆さんも原子炉の近くまで行って異常がないかの確認をやっているわけですが、こうした作業がまじめに行われているかどうかというのをおわせて確認いたしました。東京電力では原子炉主任技術者も現場を回りまして原子炉主任技術者の立場からの確認というのも行っておりました。

こういった状況でありまして、保安院ではこれまでのところ、このプラント全体の機能試験はきちんと行われているし、これまで得られたデータからは問題はないというふうに考えているわけでございます。そういった私どもの活動を皆様にご覧になってお知らせするかということではありますが、大きな確認活動を行った後には記者会見をやって発表させていただくということをしております。これまで原子炉を動かしてから2回、記者会見をやっております。これは原子炉を動かして臨界になった後、臨界というのは核分裂の連鎖反応が安定して続く状態ですが、その直後の記者会見をしているところです。それからこうした記者会見での状況を地元のFMピッカラさんに流していただくということも行っております。

先ほどの原子炉隔離時冷却系について不適合があったわけですが、こういう場合は保安院は何をするかということになります。まず一つは、今回の場合、ここにまた運転上の制限の逸脱とありますが、これは原子炉を動かす際にはどういう条件が満たされていないといけないかというのがこと細かに決まっています。保安規定という文書で決められているのですが、その条件の一つでも満たされなくなることを「運転上の制限から逸脱した」というふうに言います。もしそういうことが実際に起こったら、電力会社はまず起こりましたということはすぐ言ってくれないといかんということになります。

ただ、その場合、すぐ原子炉をとめないといけないかということ、そうではなくて、起こったことに応じてどれだけの猶予をもって復旧しなくてはいけないか、これもきちんと決めてあります。その枠内で対応してくれればいいわけでありまして。

今回はそういった逸脱しましたよという制限ですとか、あるいはまた元に戻る手続きなどがきちんと行われていたかどうかというのをまず、24時間常駐で保安に検査官がおりましたので、非常に朝の早い時間帯だったのですが、同時並行的に確認しております。

それから、もう一つは、まさになぜこういうことが起こったか、それからどういう対策を取るか、こういうことが東京電力、それからメーカーなどで検討していくわけです。また現場での原因究明作業とかもあるわけですが、こうしたものがきちんと行われているかを東電内部の会議も傍聴したり、また現場での作業もきちんと立ち会うということで、適切に行われているということを確認しています。それで、この部分については本日15時からまた圧力7メガパスカルの状態でこの部分がきちんと動くかどうかという試験が行われましたが、私どもの保安検査官も立ち会い、きちんと動くということその目で確認しているという状況であります。

初めての方に申し上げておきますけれども、保安院の検査官はどのような格好をしているかということですが、今井が着ておりますユニフォーム、それから青いヘルメット、これが保安院の印であります。東京電力とかメーカーの方とは違うこの青のヘルメットでありますので、これがかぶっていれば保安院か、あと私どもをサポートする技術支援機関の原子力安全基盤機構もほとんど同じ色ですけれども、彼らであるということであ



ります。

それから一つ確認の仕方、今回ポンプなどの揺れ方が前と変わっていないかということ、これも精密な測定機械を使って、まず東京電力が測りますけれども、それに加えて原子力安全基盤機構にそういった分野の専門家がおりますので、私ども独自でも専用の機械を持ち込んで測ることも行っております。

また6ページに戻りますが、今後どうしていくかですけれども、引き続き24時間体制でこのプラント全体の機能試験がちゃんとされているかどうか、また結果に問題ないかということを確認していきます。それで今後、原子炉出力が50%の段階、それから100%の段階、それぞれについてそれまで得られた試験結果、得られたデータなどをもとに7号機プラント全体の機能について、保安院としてどう見ると、問題なしと見るかどうかということについての評価をまとめます。その際には、私ども地震発生以降からこの問題についていろいろアドバイスをお願いしているグループの先生方にも現地を見ていただいたり、その先生方の意見を聞いてまとめてまいりますし、また取りまとめた結果というのは地元にもきちんとお知らせしていきます。

それから、ほかの号機でありますけれども、7号機についてこれまで行ってきましたものと同じ厳格さをもって、専門家の意見を聞きながら一つ一つ着実に安全確認を進めます。安全確認は二つの視点がありまして、一つは実際に中越沖地震で揺られて施設は大丈夫かどうかというのが一つであります。もう一つは、新たに地質調査などを行いまして、この発電所を将来襲い得る地震というのはどれぐらいのものかと、非常に大きなものが新たに設定されました。それに対して安全性を維持できるかどうかという、二つの視点からの確認を行っていくということであり、そういう状況についてはこれまでも昨年の1月以来10回以上説明会をさせていただいておりますが、今後も引き続きそういった場で説明させていただきたいと考えてございます。

時間もございませんので、他号機の状況についてはまた別の機会にでもゆっくりご説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

新野議長

予定どおり時間をオーバーしてございますので、22時には終わりたいと思っておりますので、質疑のほう、よろしく申し上げます。

武本さんから、じゃあこう、今手を挙げた方、順番に。

武本委員

時間がないので結論みたいなことを言いますが、今回トラブルを起こしたところ、これはECCS系の大事な場所で、蒸気で起動するようなポンプの運転というのは、一定間隔でしばしばやっている場所だと私は見ています。ところがそういう説明が全くない。いいですか。多分一月に1回ぐらい試験をやる場所でしょう。そのときにこんなことを今まで繰り返していなかったのでしょうか。それが問題を起こしているという説明が何も無いというのは一体どういう説明をしようとするのか。私は項目だけ挙げます。

それから水位を下げていた、上がっていたという話がありますが、逸脱したというのはそれはそれでわかるのですが、基準がどうで、低下させて試験をやった、何センチ下げたみたというようなそういう話が全くない。これは言葉でごまかそうという姿勢とい

うふうに言わざるを得ないということの問題として指摘します。

もう1回言います。7基もあって何十年も経験していたところで、まれな現象が起きているという説明をなぜしないのですかということが1点目です。それからどういうことが起きているかということの説明するには、数字や時間やそういう具体的な物理量をもって説明するのが筋ではないか。言葉でごまかすような姿勢はもうこれからはやめてくれということをお願いしたいと思います。

時間の関係で、ほかの人もいますので、この項目については以上、問題を指摘しておきたいと思います。

新野議長

タイトな時間のスケジュールも影響しているのかとは思いますが、お願いします。

磯貝技術総括部長（東京電力）

ちょっと言葉足らずの説明になってしまって申しわけございません。まずこの原子力隔離時冷却系というのは動かすためには蒸気が必要になりまして、今回停止中だったということで、初めてタービンを動かして試験をすると、そういったものになってございます。

武本委員

地震前は毎月やっていたのでしょうか。

磯貝技術総括部長（東京電力）

もちろんそうです。通常運転中、要は蒸気がある状態であれば一月に一遍ずつ回していくというようなやり方になりまして、今回この装置につきましては、地震後の点検ということでバルブのほうの点検をしまして、バルブの動く量とかいろいろ調整をかけてしましまして、そのときの作業の仕方が悪かったということで、原因としてはその調整の仕方がまずかったのではないかとということで今考えてございます。

それからあとサプレッションプール、圧力抑制室に張ってある水でございますが、当然先ほど言いましたように原子炉隔離時系からの蒸気が入ってきますので、水位が上がります。それがわかっておりますので、既定のレベルに対しまして15ミリ、1.5センチです。あらかじめ低くしておいて運転のほうは開始すると、そういった手続きを今回も実施してございます。すみません、ちょっと数値のほうを申し上げなくて申しわけございませんでした。

新野議長

手続きどおりにやったけれどということですよ。いいですか。

では先ほど武本さんに続いてだから高橋さん。

高橋（優）委員

いよいよ運転が再開されたわけですよ。機能試験が始まったというふうに今言われるのですが、新聞等では再開という文字が使っていますので、私も再開という言葉で使わせていただきますけれども、強震動に遭って原発が今、再開されたわけですがけれども、しかし先ほど加藤審議官も言われましたように、市民の不安が消えたわけではないのです。特に耐震安全性についての疑念がある、市民が多く持っている中での再開なわけですがけれども、この運転が再開されたと同時に、高レベル放射性廃棄物を含む放射性廃棄物が24時間産出されるということも事実なわけですよ。これが漏れたときに恐いの

がこの原発の恐さということも改めてやはり思い知るべきだと思っています。さらに再開に当たって知事は4条件をつけているわけです。さっき副社長も言われましたけれども、その中で3つ目に新たな知見の収集と反映のところで、安全性の確認・確保のために新たな知見の収集と反映に積極的に取り組み、安全・安心の増進を図るのだと、これが一つの条件になっています。

やはり耐震安全性については原子力安全委員会が2006年に耐震設計指針を改訂したわけです。それに沿う形で08年、去年ですね、活断層認定の手引きをまとめています。この中ではこの前も私は言ったのですが、断層が疑われる地形の形成過程は解明することを求めているわけで、この手引きの中で。先ほど市長さんも佐渡海盆東縁断層帯のことに触れていましたけれども、この点では陸棚斜面の南部は伏在する断層の活動によるといわれていますけれども、北部は河川から海に土砂が運び込まれてきたのだという説明がされていますが、これは今のところ科学的に解明されているわけではないですね、保安院さん。さらに、この基準地震動を決めるに当たって、マグニチュード7という想定がされてできているわけですが、この断層の予兆を考慮すれば、例えば7.2とか7.3というふうに変った場合には、地震の規模というのは倍になるわけですね。だからこの音波探査とか地下の地質構造を知る上では、音波探査というのは有効な方法なのでしょうけれども、例えば東縁の陸棚斜面の下にある今回のこの中越沖地震の震源断層、これは音波探査によっても場所によっては発見できなかったとも言われています。だから、この音波探査ではとらえていないということもわかったわけです。この原子力発電所というのは海に面した丘陵に建ってしまっていて、すぐその東側にはほぼ海岸線と同時に走る平野がありまして、丘陵と平野の境には断層の存在が疑われていたのですけれども、中越沖地震では発電所のある丘陵が隆起して平野が沈降したというふうになっています。

そこで立石先生が3月17日に発表したように、自らボーリング調査をして落差が20メートルに及ぶ断層活動があったと発表しているわけですが、ここはたまたまこの近くの土地には武本委員の土地もあったのだと思いますが、これについては東電も保安院も調査・研究を進めていないわけですが、これは手引きに反しませんか。地形解析とか地盤探査、音波探査というのは間接的な方法であって、地下の調査を知る上ではボーリングをやって、直接解析するというのが有効だというふうに言われていますけれども、これらの新しい知見をやはりぜひこれから続く1号機から6号機までの再開に向けての知見に生かしていただきたいなというふうに強く思います。ボーリング調査をするのであれば、武本委員は恐らく気持ちよく土地を提供すると思いますので、どうかひとつよろしくお願ひしたいと思います。

新野議長

要望でよろしいですか。はい。

池田委員

中越沖地震で全号機停止となってから1年10カ月、ようやく7号機の起動試験が実施されました。長い間止まっていた機器を再稼働させ、幾つかの項目を最終的に確認していくという極めて大切な試験だと認識しております。振り返って思いますと、この1年10カ月は原子力発電所の耐震安全性、設備健全性の問題に多くの時間を費やし、そ

それぞれの立場で住民への説明会が繰り返し開かれました。これらのことは再開の是非が  
かつてない大きな焦点であったということに間違いのないことだと思っております。

今回の地震をきっかけに安全に対する住民の切なる思いを再確認していただき、地域の  
信頼を得るためにもこの起動試験は丁寧に経過を公開しながら着実に進めていって  
いただきたいと思います。

以上です。

新野議長

ありがとうございます。前田さん、お願いします。

前田委員

私も実は非常に疑問に思っております、この隔離時何とか系のバルブなのですけれど  
も、かなり重要な部分なわけですよ。先ほどの説明の後の追加の中で、蒸気によって  
のみ動かすというような話があったわけなのですけれども、先ほども説明があったみた  
いに、やっぱり冷たい状態でもすべての機器は動かしてみると、まずそれをやったのか  
やらないのか一つ。

二つ目、これをやった作業員の記録は全部あって、それをちゃんとやらしてもらわない  
とこういう大事なところが動かないというのは、やっぱりちょっと言いわけできないと  
思うのですけれど、いかがでしょうか。

磯貝技術総括部長（東京電力）

今回、このバルブにつきましては点検をしているということで、冷たい状態でラッチ  
の動きとかというのは確認してございます。

それから点検の記録のほうでございますけれども、一応各部の寸法、バルブがどれぐ  
らい動くかとか、あと機械的に先ほどのラッチの絵があったと思うのですけれども、動  
く部分がありますので、すき間を測定してあげたりしながら、前回の分解点検の記録と  
今回の記録を確認するといったような点検記録のほうは残ってございます。

前田委員

今お伺いして思うのですけれども、外部から見ての話なので、これは手動で動かせる  
んですよね。だから緊急時に手動で動かしたんですよね、動かなかったときに。そうで  
すよね。

磯貝技術総括部長（東京電力）

はい、そうです。

前田委員

ということは、点検のときには規格とか、外から見たけれども、実際に動かしてはい  
ないということですよ。手動で動かさなかったということですよ。

磯貝技術総括部長（東京電力）

これは実際にはリンク機構と言っているものでして、ばねの力で常に動かせるよう  
になっていますので、そういった意味でボタンを押したりして動かしたりとか、あと実  
は電磁弁といって、電気で動かす部分がありまして、そういったものの動かすというこ  
とは点検作業の中では行えるようになっています。ただ、今回の実施はバルブを点検し  
た際、微妙な調整の仕方の部分が悪かったというようなところもありまして、どうも動  
きが非常に固いような、動き方が非常によくないような状態で使ってしまったというこ

とで、今後の対応としましては、リンク機構を動かすときにどれぐらいの力が必要になっているかどうかというのを測定しながら、組み立ての勘どころをきちっと作業要領に反映しながら組み立て作業をやっていこうということで考えてございます。

前田委員

お答えでいいと思うのですが、結論から言うと、地震の前には正常だったと思うんですよ。わざわざ点検して間違えて組み立てたというのが多分現実だろうと思うので、それはやはりちゃんとやってもらわないと思います。

以上です。

今井所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

補足させていただきますと、原子炉を冷却するための機能はきちんと働いております。いわゆるポンプとしては働いていて、水を送り出すことはできています。

前田委員

ポンプが回り始めるのは問題なく回り始めるのでしょうか。

今井所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

ポンプは問題なく回り始めました。ただ、ポンプが非常に回転し過ぎるとポンプにとっても設備保護上の観点から問題がありますので、そのときに弁をバンと閉めて、そのポンプを止められるようになることができなかつた。つまり、冷却水を押し出すことはできるのだけれども、そのポンプを使いたくないときに止めるという装置が働かなかつたということなので、原子炉を冷却するという機能はきちんと保たれていたということです。

新野議長

安全上はさほどではないのだけれど、機能がちょっと不具合だったということですね。要するにメカニズムがわからない住民からすると、そういうことがいちいちなんだわね、きつと。

要領よくお願いします。

佐藤委員

先ほどから格納容器の中に3.5と7メガパスカルのと、両方とも格納容器の中に入って確認するということがあったのですが、本来、普通は閉めてしまうのではないのですか。そんなに簡単に出たり入ったりするような代物ではないのではないかと、その3.5と7メガのときに、先ほど全挿入という話を聞いたのですが、全挿入ということは一たん制御棒を全部突っ込んでしまうということなのですか。そういうようなことをもうちょっと詳しく教えてほしいなということがあるんですが。

新野議長

通常やられることと今回特殊に何かをしているということですよ。

磯貝技術総括部長（東京電力）

それではまず格納容器の中ですが、これは通常の点検のときも中に入ります。この格納容器の中、いわゆる100%の出力運転をしているときには中に窒素ガスを封入してしまいますので入れませんが、起動の前はまだ窒素ガスが入っていない状況になっていますので、所員が入るための扉がございまして、二重の扉があるのですが、そちらの扉

を開けまして中のほうに入ります。

それから6号機、7号機につきましては、制御棒を一遍に動かせるような電動駆動になってございますので、今回の7号機につきましても3.5メガの格納容器の中の点検に入る際には、制御棒を一遍に電動駆動で入れてあげまして、未臨界状態にしてあげて、未臨界というのは要は核分裂をすべて止めてあげる状態にしまして中のほうの点検を実施してございます。

新野議長

ほかにどなたか、もうよろしいでしょうか。

ではこの伊比さんが最後でよろしいでしょうか。

伊比委員

では最後に。今日の午後6時のNHKの総合テレビでメーカーの手順のミスと、今回の事故は。そういうニュースソースの発言があったんです。これについて、今日は時間がないですから保安院さんでも東京電力さんでもいいのですけれども、これを具体的に次回にできたらご説明をしていただきたいと。メーカー名はどうでもいいのですけれども、どういうふうなかつこうで手順を間違えてこういうことが起きたのかということをごひ私どもに詳しく説明していただきたい。ただ簡単に何秒間のニュースで言っても私どもわかりませんので、その辺をひとつよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

新野議長

では、今の質問が最後でよろしいでしょうか。22時を回ってしまって申しわけございません。

その他に移らせていただいて。事務局は特によろしかったですか。

武本委員

これから言うのは誰に答えてくれというよりも、保安院もいるし、県もいるしというようなことでちょっと発言したいんです。

タベ原発のことをよく知っている人から電話をもらいました。私が反対をしているということをよく知っている人が、反対運動に対してもあるいは今日のようないろいろの発言することに対しても、あるいは保安院は今日の資料の中で、火事のことでしたか、何かに関して火事があった。原因を解明して再発防止策を取れというような指示を繰り返し出ししているということが書いてあります。それから、新潟県も類似の対応をしているということを書いてあります。それから東京電力も、何かあると今日は作業中止ということで、いろんなことを指示している、そういうことはわかっているのです。ところが、実際に機能していないよという内部からの話だというふうに私は感じました。

それはこういう原因と言いましょか、問題を起こした当事者が自ら命を絶ったということがつい最近あったのだそうです。私は知りませんでした。名前も住所も聞いています。しかし確認は、私はしていません。これが事実であるとしたら、幾らきれいごとの議論をしても、地域の会の役割は終わらないのではないか。誰がいいとか悪いとかということをお今日ここでは言いませんが、本当に安全に、そしてみんなが信頼できるようになるために、こういうことを外部から指摘されるような関係では問題があると思ひまして、必要があれば非公式にこういう話だよということはお伝えしますが、そういう連絡が

夕べあった。それはあたかも今日こういう場でそういう警鐘を鳴らしてくれという趣旨だと思ひまして発言させてもらいました。私たちは話し合えばと言ひましようか、意見交換すれば済む役割でもないと思ひまして、本当に何が起きているのか、再発防止に本当につながっているのかということをお互いに考えたいということで発言させてもらいました。

以上です。

新野議長

ありがとうございます。やはりデリケートな問題も含まれますので、固有名詞は武本さんと当事者の方とで直接やり取りをしながら、私どもがどうかかわるのかということで進めたほうがよろしいかと思ひますので、よろしく願ひいたします。

事務局が特にないようですので、先ほど品田村長が班目さんのお話を出したときに、私の発言で班目委員会に出たというような言い方を私はしたように思うので、それは間違いでして、東京大学のほうの市民講座のほうの間違いですので、議事録の関係から訂正させていただきます。願ひいたします。

それと本来は運営委員が会長、副会長の中から選任ということになっています。今日また再任をいただいたので、急遽運営委員さんを要請しなきゃならないのですが、今日のこの議題も前回決まっていたのが火災だけだったのですが、起動の状況を受けて15日だったと思うのですが、緊急運営委員会を招集して内容を再検討しまして、かなり長い時間ですが、こういうような内容変更にさせていただきました。本来でしたら少し新陳代謝をして入れ替えるのが当然でありますので、というふうに思うのですが、先ほど皆さんが私を再任していただいた理由と同等の理由なのですけれど、これからまた運営委員さんが変わること、非常に信頼関係をつくり直す時間が当然必要になる部分を、申しわけないのですが今回は、今日議事を進めながらもやはり考えまして、同じ理由で留任ということをお願いしたいのですが、その運営委員になれる方は全然聞いてなかったことなので、これは会長判断ということで、ぜひ曲げてお受けいただきたいと思ひます。

即運営委員会を招集しますので、よろしく願ひいたします。

このほとんどのことは、先ほど事務局のほうから予算のお話がありましたけれど、私どもは自前のお金で賄っている会ではないのですが、公的なお金を色がつかないという、意思を要するに採用しないという形でいただいて自由に使わせていただいています。行政がかかわられた会では本当にほかに類を見ない、異例だというふうに言われていますが、本当に自制していただいて口を出さないということで、自主運営をさせていただいている会です。今日のこれもそうですけれど、ほとんどのところが皆さんの、委員さんの代理というか代表というか、運営委員というところで行われているのですが、私ども委員というのも初期の段階で立ち上げた、行政の方が市の中の、それが結果的にどうかはわかりませんが、ある程度バランスを取られて私どもの最大の特色である、反対をしてきた方たち、懸念を強く持たれた方たちが同じ席に同席するというほかにないような体制の会なのですが、そして運営委員も同じようなバランスでということで、やはり初期の段階で、私たちが決めたのではないバランスが今までもずっと保たれて運営されています。

今現在は、今日は運営委員さん全員があれなので、ちょっとお立ちいただいております、お願いいたします。どなたがどうとは申し上げませんが、ある程度のいろいろなバランスと言いますか、要するに多様な意見を発信するという運営委員になっていまして、初期のころには広報委員と運営委員とがいて別々の仕事をしていたのですが、非常に難しい問題で、やはり数人では決められないということで、今合同で両方の仕事をこなしています。今お立ちいただいた方のほかに、私と副会長の渡辺さんも同じ運営委員で平で同じような作業をさせていただいています。委員さんは当然、それぞれの背景の母体がおありですし、お考えもおありでしょうから、ここで自由に発言されることと、あともう一つは運営委員を通して、また運営委員会でこういうことを協議してもらいたい、こういうふうにしてもらいたいとかという自由な会ですので、どんどん運営委員をつかまえては要望なりわからないところがあったらお聞きいただくということで進めていただければと思うのですが。年間、もう少ししますと自由なオフレコの会議のようなことで、私どもだけで自由な意見交換会というのを持たせていただこうと思っていますので、そのあたりでもう少し会の様子をおわかりいただけたらと思います。4月22日にはなかなか難しく前例のない会だということで、ご理解いただくのは難しいだろうということで、そのときお決まりの新委員さん4名の方に参加していただいて、運営を中心に18名ぐらいでしたでしょうか。一度ざっくばらんな会はさせていただいたのですが、短時間だったものですから、やはり一言で申し上げられない会ですので、またおいおいご質問いただければと思います。

今日は本来だったら半分は質疑の時間に使うというのが皆さんの要望なのですが、今日はいろいろなことがあってやむを得ないということでこういうことになっていますので、次回にはもっと発言時間が取れる予定ですので、また議題を決めながら皆さんにご意見をいろいろ言うていただくような時間を十分取らせていただくつもりですので、よろしくお願いいたします。

関口委員

一点だけ。今日は質問できなかつたのですが、ここに紙をいただいて「質問・意見等をお寄せください」というのをいただいたのですが、実際にこれに書いてファックスすればいいのでしょうか。

新野議長

このシステムは途中から採用されたシステムで、こういうことが多々ありまして、意見は言いたいのに時間を気にしてつい遠慮されるという方が、これと同等にその紙を使って定例会に発言したかったことを書いていただいて、大体その次の定例会の間に運営委員会を設けますので、その前までに事務局にお届けいただければ運営委員会での意見がどういうふうに取り計らうべきかという協議をします。そして当然妥当なので次のときにこういう返答をいただきたいとか、こういうご説明をというのでオブザーバーの方に間に入ってお伝えしますので、そういうように使っていただく紙ですので、またそれもいろいろ使っていただきたいと思いますが、でも、できるだけここで生の意見を言うていただくのが、それぞれの委員がまたどういう質問をするのだろうと聞くチャンスが大変重要ですので、でも、やむを得ないことが多々起きますので、そういうときに非常用に使っていただければと思っています。



よろしいでしょうか。次のときにもう少し時間があればそういうような形でもまた運営の方法でもいろいろご説明させていただきたいと思いますので、6月ぐらいにはどこか勉強会のようなものを予定していますので、追ってまたご連絡をいたします。定例会のほかにも年に本当に数度ですけど、発電所に入れていただいたり、勉強させていただいたりという場合がありますので、事前に必ずご連絡しますので、よろしく願います。

事務局

第71回の定例会をこれで終了させていただきます。大変ありがとうございました。お疲れ様でした。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22 : 15 閉会・・・・・・・・・・・・・・・・